



R E P O R T

2019

JAバンク茨城県信連の現況

 JAバンク茨城県信連

IBARAKI Prefectural Credit Federations of Agricultural Cooperatives





# REPORT 2019

## CONTENTS

J Aは、信用・経済・共済・医療という総合事業を通して大切な自然環境を育みながら組合員・利用者および地域のみなさまの経済・生活の基礎を支える重要な役割を果たしています。

特に信用事業は、地域のメインバンクとしてみなさまの豊かな暮らしの実現と地域の産業・社会の発展に貢献しています。

当会は、農家組合員のみなさまの農業所得増大・農業生産拡大を目指し、J Aとの強い絆とネットワークを形成し、農業の成長産業化に向けたご支援を行っています。また同時に、地域の一員として地域経済の持続的発展に努めています。

さらに、金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。

県下J A信用事業を安定的に運営するため、県域での本部機能と金融補完機能を担っているのが茨城県信用農業協同組合連合会（略称「J Aバンク茨城県信連」）です。



ごあいさつ…………… 1

### 経営

経営理念・経営方針……………	2
J Aグループ……………	3
J Aバンクシステム……………	4
平成30年度の経営環境と業績……………	5
社会的責任と地域貢献活動……………	8
リスク管理の状況……………	16

### 事業

業務のご案内……………	25
各種手数料一覧……………	30

### 組織

組織と機構……………	33
沿革……………	35
県下J A一覧……………	37

### 資料編

経営状況に関する事項……………	40
自己資本の充実の状況に関する事項……………	64
役員等の報酬体系……………	80

※本冊子は農業協同組合法第54条の3に基づき作成したディスクロージャー資料です。  
金額は原則として、単位未満を切り捨てのうえ表示しています。

#### — 茨城県信連の目指すもの —

- 農業とくらしを守る  
J Aバンク茨城
- 挑戦 信頼 実践

生産量全国1位（平成29年）

鶏卵 かんしょ はくさい レンコン メロン  
ピーマン ほしいも みず菜 チンゲンサイ  
切り枝 芝 くり セリ こまつな

#### 平成29年農業産出額

全国第1位





経営管理委員会会長  
佐野 治



代表理事理事長  
阿内 高志

## ごあいさつ

平素より、私ども茨城県信用農業協同組合連合会（JAバンク茨城県信連）をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

当会の経営方針、業務内容、活動状況等をみなさまにご紹介するため、「2019 JAバンク茨城県信連の現況」を作成しました。この小冊子により、みなさまの当会に対するご理解をより一層深めていただければ幸いです。

日本経済は、米国を中心に世界経済の回復が続いたことに伴い、輸出主導での緩やかな改善が続きました。良好な企業業績に下支えされて雇用者数・雇用者所得ともに増加し、個人消費も堅調に推移しました。一方、金融面では、日本銀行は「政策金利のフォワードガイダンス」を導入し、長期にわたり現在の低金利政策を維持する姿勢を明確にしました。また、年度後半からは米中貿易摩擦が拡大し、世界景気回復の足かせとなる懸念が強まるなど、今後の金融・経済環境は楽観できない状況にあります。

農業を取り巻く環境につきましては、本県の農業産出額については高止まりとなっているものの、農業者の高齢化と後継者不足から農業就業人口・農業戸数の減少が同時に進行する状態が依然として続いております。また、12月にはTPP11、平成31年2月には日欧EPAが相次いで発効し、国産農畜産物が輸入農畜産物との競争に直面することとなるなど、さまざまな要因が重なり合い大変厳しい状況となっております。

こうした情勢の中、3か年中期経営計画（平成28年度～平成30年度）の最終年度として、県内JAと連携し、基本方針である「JA事業運営態勢の確立」「農業担い手経営基盤の強化」「安定的な還元の確保」の実現に向け取り組んでまいりました。

当会は、今後もJAグループ茨城の一員として農業・地域の持続的な成長・発展に貢献し、組合員・利用者のみなさまから信頼される地域金融機関を目指して、役職員一丸となって更なる努力を重ねてまいります。

今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年7月

経営管理委員会会長 佐野 治

代表理事理事長 阿内 高志

# 経営理念・経営方針

## 経営理念

J Aバンク茨城県信連は、J Aとともに地域に密着し、茨城県の豊かな自然と農業を守り育てることを通じて、社会や産業の発展に貢献できる地域金融機関を目指します。

## 経営目標

- I. 地域金融機関として組合員・地域利用者のニーズや信頼に応えるため、優れた金融サービスと質の高い情報を提供します。
- II. 社会的責任を自覚した健全経営を行う地域金融機関として、茨城県の農業・産業振興を通じて茨城県の発展に貢献します。
- III. 強靱な「J Aバンク茨城」（J Aと信連が一体となった県内信用事業）の実現を図ります。

### 茨城県信連の目指すもの

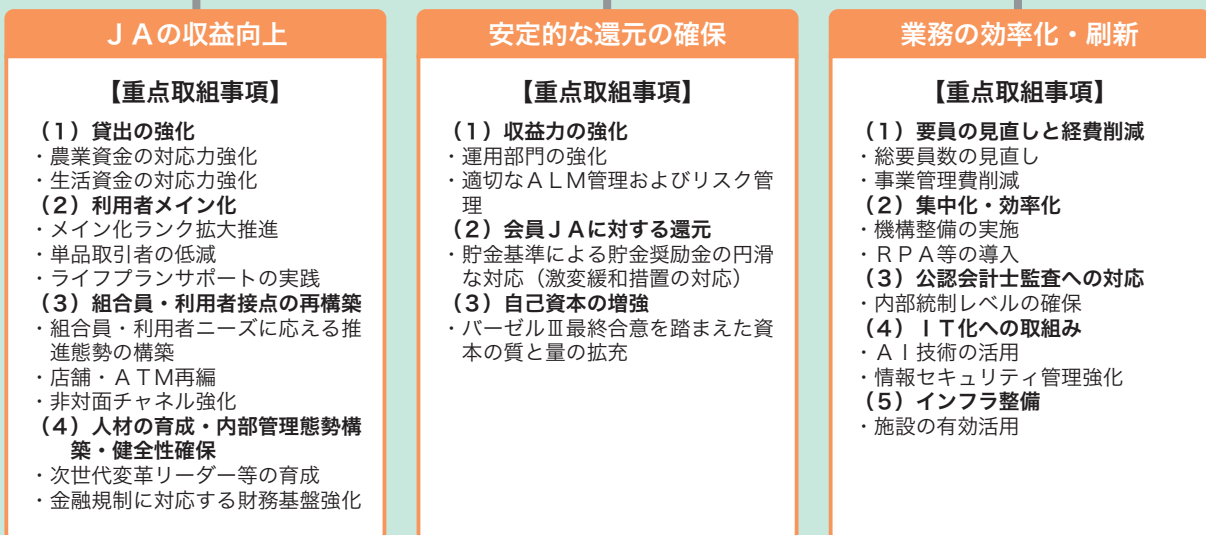
- ・ 農業とくらしを守る J Aバンク茨城
- ・ 挑戦 信頼 実践

### 【3か年中期経営計画（2019年度～2021年度）】

本3か年中期経営計画は、「経営理念」および「経営目標」のもとに、当会とJ Aの一体的な事業推進態勢を一層強化し、より強靱な「J Aバンク茨城」を実現することを基本方針として諸施策に取り組みます。また、当会は、健全経営を維持しながら、会員J Aに対し利益と機能の還元を安定的・効率的に実施します。

本会を取り巻く情勢は、人口減少や少子高齢化に伴う事業基盤の変化、超低金利環境継続による収益力低下等を要因に今後も厳しい経営環境が続くものと思われます。なお、J A自己改革の取り組みは令和元年5月に集中推進期間の期限を迎えましたが、この環境を「生き残りをかけた大規模な変革実践」のときと捉え、農業・地域の成長支援、農業所得の増大に向けて強い使命感をもって取り組みます。

### 農業・地域の成長支援 ～農業所得増大～





# JAグループ

JAグループは、農家組合員をはじめとする組合員組織を基盤に、市町村段階のJA、都道府県段階および全国段階の連合会組織で構成し、それぞれが機能分担のもと、信用事業のほか、指導事業、経済事業、共済事業、厚生事業等を展開しています。

特に、信用事業においては、JA・信連・農林中金で構成する「JAバンク」の総称のもと、実質的に一つの金融機関として一体的に事業を展開しています。

私もJAバンク茨城県信連は、信用事業を担う県段階の連合会組織として、JAの金融利便性の向上、JA県内ネットワーク機能の充実、JAにおける金融エキスパートの育成、JA余裕資金の合同運用、地域への資金還元のため県域機能を発揮するとともに、農業専門金融機関・地域金融機関として県下JAと一体となって、組合員、地域利用者および企業など、地域のみなさまのお役にたつ金融サービスを提供できるよう努めています。

## 組合員のみなさま・地域のみなさま

「JA」とは…

Japan Agricultural Cooperativesの略称で、すなわち「農業協同組合」の愛称です。「農業協同組合」とは農家および地域のみなさまを組合員とする協同組織であり、組合員・利用者のための最大奉仕を目指しています。



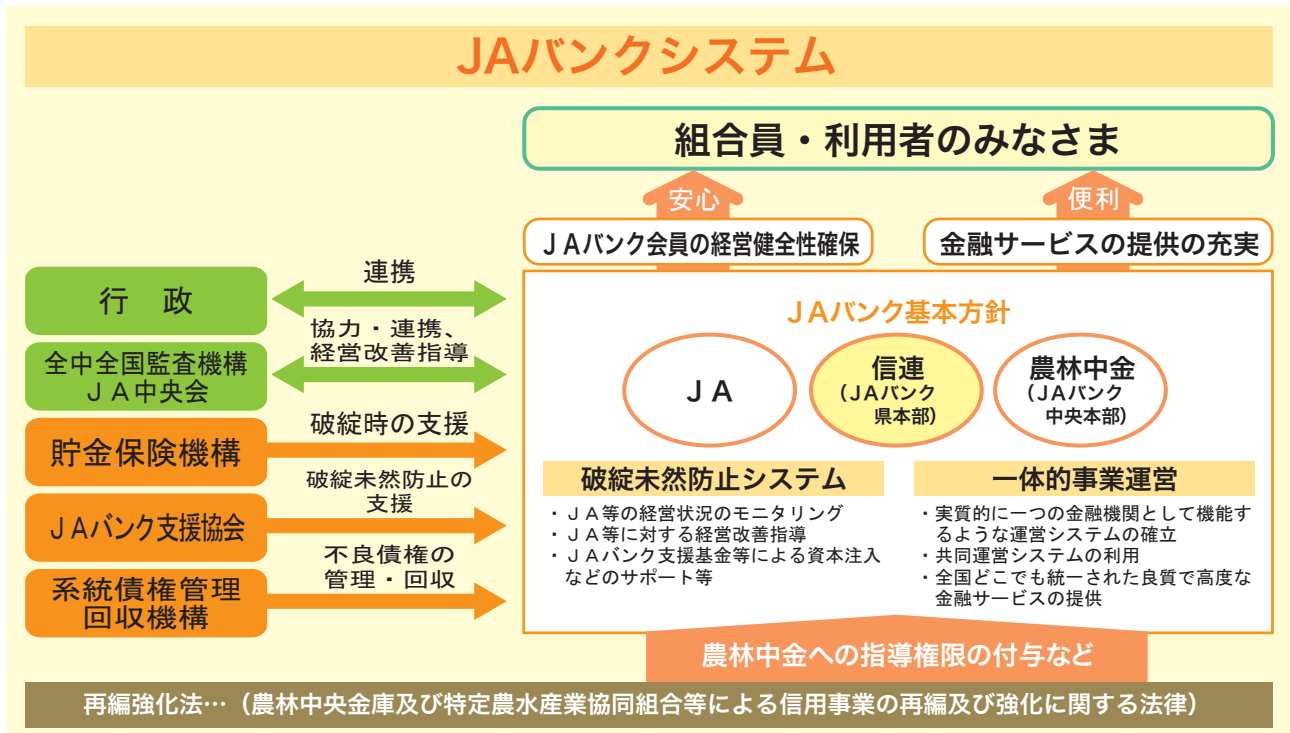
全体として安定感のあるデザインは「ゆるぎない大地」「日本の国土」をイメージし、三角形は「自然」、Aの部分は「人間」を表しています。さらにJの左側の円は「農業の豊かさ」「実り」と「人の和」を象徴しています。



# JAバンクシステム

組合員・利用者のみなさまから一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意による「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。



## “JAバンクの「安心」”

JAバンクでは、より安全な金融機関としてみなさまにご利用いただくために「JAバンク・セーフティーネット」を構築しています。この仕組みによって、組合員・利用者のみなさまに、より一層の安心をお届けしています。

## JAバンク・セーフティーネット

### 破綻未然防止システム

#### 破綻未然防止のための JAバンク独自の制度

JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。

具体的には、①個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、②経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、③全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入等の支援を行います。



### 貯金保険制度

#### 貯金者を保護するための 国の公的な制度

貯金者の保護のための国の公的な制度で、貯金業務を取り扱うすべてのJA、信連、農林中金などが加入しています。

この制度は、政府・日銀・農林中金・信連などの出資により設立された貯金保険機構によって運営されており、JAなどから収納された保険料を原資に、万一JAが経営破綻して貯金の払い戻しができなくなった場合などに貯金を一定の範囲で保護します。「貯金保険制度」における貯金者保護のための仕組みは、銀行・信金・信組などが加入する「預金保険機構」と基本的に同じです。



# 平成30年度の経営環境と業績

## ■農業情勢

国内農業は、TPP11、日欧EPA発効により、農畜産物のほとんどが輸入関税の削減・撤廃の対象となるため、海外からの輸入品との競争激化が予想されます。今後も農業者の所得向上を目的とした農業の競争力強化政策は継続する可能性が高く、更には日米通商交渉等を控えるなど、国内農業・農家にとって困難な局面が続いていくものと思われます。

また、人口減少に伴うマーケットの縮小や農業担い手不足・高齢化が進行し、厳しい状況に置かれています。加えて、昨年は西日本豪雨や北海道胆振東部地震等の自然災害が相次ぎ、農畜産物に甚大な被害を及ぼしました。

このような情勢のなか、JAグループでは、農業の成長産業化に向けた自己改革を進めていくことが求められており、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域活性化の実現に向けた取組みを確実に実践していく必要があります。

## ■経済情勢

日本経済は、世界経済の回復を背景に輸出主導の緩やかな改善が続いてきました。輸出の伸びに伴う設備投資の増加が企業収益および雇用・所得環境に好影響を与えてきました。しかし、昨年後半に入ると、内外経済の先行き懸念により輸出が減少したことで国内景気に下押し圧力が高まる可能性が高くなり、今後の動向を注視していく必要があります。

## ■金融情勢

欧米では、利上げや保有資産の縮小等金融緩和からの出口戦略が進み、国内金利にも一時的に金利上昇圧力が強まりました。しかし、内外経済の先行き懸念の強まりを受けた出口戦略の停滞や日銀による「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」により引続き国内金利は低位での推移が見込まれています。

そのような中、家計の金融資産残高は過去最高水準を維持しているものの、現金や流動性預金に滞留している傾向にあり、市場性金融商品は伸び悩んでいます。その要因には主に若年層の投資が活発化していない、長期投資が定着していないという背景があるとみられています。一方、老後資金に対する不安は近年高まりを見せており、現役時代からの長期資産形成を促すiDeCoを始めとする私的年金制度とつみたてNISA等の普及によって、貯蓄から投資への流れが期待されています。

### ■貯金

平成31年3月末現在で1,516,494百万円、前年対比3,803百万円の増加となりました。

年間平均残高は1,519,342百万円となり、前年対比40,878百万円増加し、増加率は2.76%となりました。

また、平成31年3月末の貯金構成は、JAからの1か年定期貯金が1,438,420百万円で94.85%を占めています。

### ■貸出金

平成31年3月末現在で202,543百万円、前年対比7,369百万円の減少となりました。

年間平均残高は213,093百万円となり、前年対比47,002百万円増加し、増加率は28.29%、貯貸率は14.02%となりました。

新規アプローチ・協調融資団（シンジケートローン）に参加するなどして新規取引先の獲得に努めました。

### ■有価証券

平成31年3月末現在で449,874百万円、前年対比59,784百万円の増加となりました。

年間平均残高は415,584百万円となり、前年対比69,345百万円増加し、増加率20.02%、貯証率は27.35%となりました。

低金利環境の長期化が見込まれるなか収益確保に向け、超長期国債と受益証券の取得および外貨建て外債の取得等により、運用の多様化を図りました。

### ■損益の状況

当年度も引続き、ALM管理に基づく安定的かつ効率的運用や経費削減に継続して取り組みました。

資金収支、有価証券売買損益が減益となるも、貸倒引当金繰入額の減少等により、経常利益は2,520百万円と前年対比53百万円の増益となりました。

当期剰余金は、税引前当期利益が増加する一方、税金費用が減少したため、1,927百万円と前年対比112百万円の増益となりました。

## ■主要な経営指標の推移

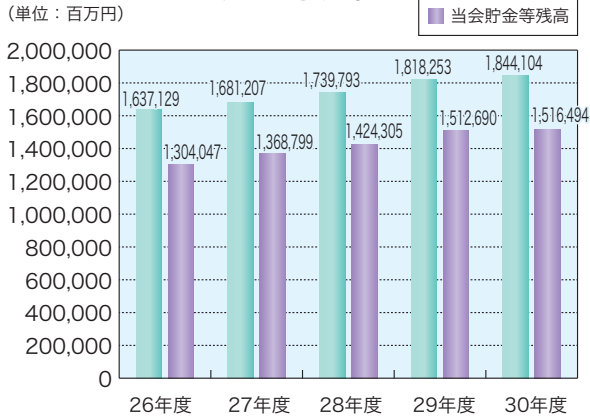
(単位：百万円、%)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
業 務 純 益	3,836	3,696	3,323	2,334	2,335
経 常 利 益	4,098	4,300	2,605	2,467	2,520
当 期 剰 余 金	3,103	3,036	1,554	1,815	1,927
貯 金 等 残 高	1,304,047	1,368,799	1,424,305	1,512,690	1,516,494
預 け 金 残 高	801,346	902,489	1,000,799	1,019,797	1,003,445
貸 出 金 残 高	177,688	172,957	164,291	209,912	202,543
有 価 証 券 残 高	397,239	377,136	353,909	390,090	449,874
単 体 自 己 資 本 比 率	19.82	19.40	17.61	16.21	14.73

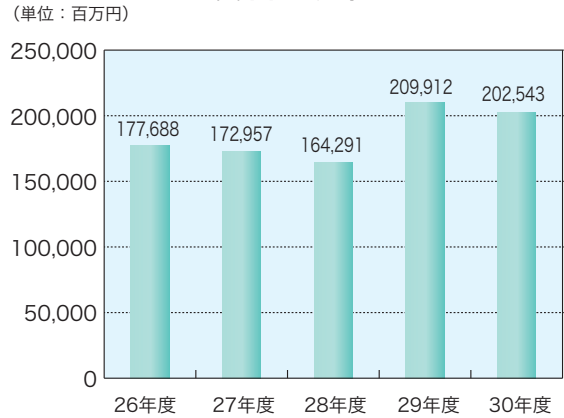
(注) 1. 貯金等残高には、譲渡性貯金が含まれています。

2. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年3月28日付金融庁・農林水産省告示第二号(最終改正：平成31年3月15日付金融庁・農林水産省告示第三号))に基づき算出しています。

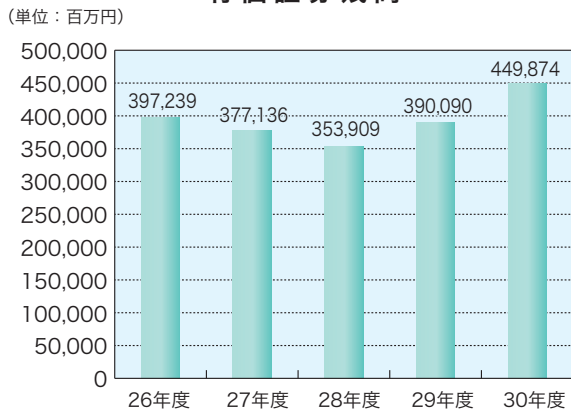
貯金等残高



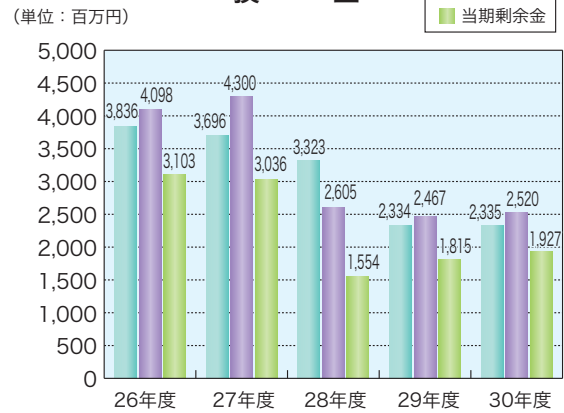
貸出金残高



有価証券残高



損益

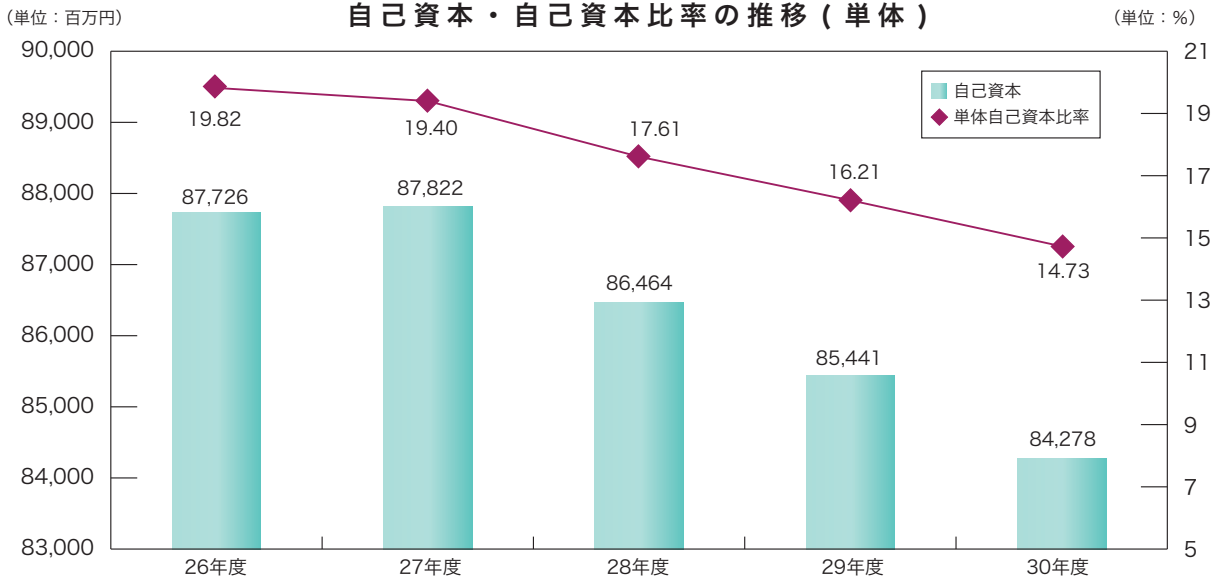


## ■自己資本比率の状況

当会は、自己資本の充実を経営の重要課題として取り組んでいます。

平成31年3月末現在の単体自己資本比率は14.73%であり、JAバンク基本方針で定める8%基準（国内基準4%）を大きく上回る、健全な自己資本を確保しています。

自己資本・自己資本比率の推移（単体）





## ■不良債権の状況（資産の健全性確保）

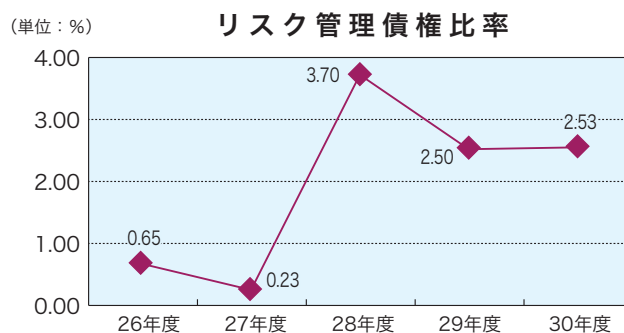
当社は、従来から不良債権の早期処理を経営の優先課題として取り組んできました。また、資産自己査定による厳格・適正な資産査定に基づき、所要の償却・引当を行っています。

平成31年3月末現在のリスク管理債権残高は延滞債権が減少したことから5,129百万円となり、貸出金に占めるリスク管理債権比率は2.53%、保全率99.87%となっています。

### □リスク管理債権

（単位：百万円）

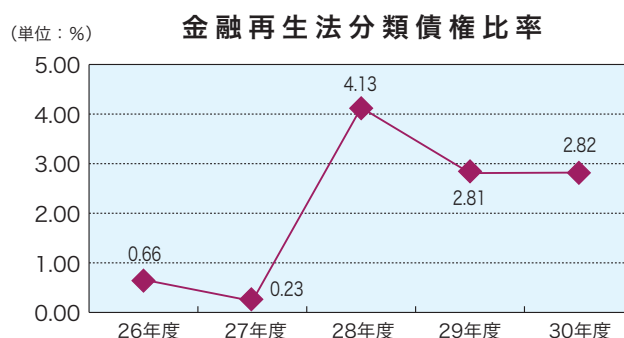
	平成29年度	平成30年度	増減
貸出金 A	209,912	202,543	△ 7,369
破綻先債権	—	—	—
延滞債権	5,240	5,118	△ 121
3か月以上延滞債権	—	—	—
貸出条件緩和債権	12	10	△ 1
リスク管理債権総額 B	5,252	5,129	△ 123
担保保証等回収可能額 C	2,911	2,756	△ 154
貸倒引当金 D	2,332	2,365	32
貸出金に占めるリスク管理債権比率 B/A	2.50%	2.53%	0.03%
保全率 (C+D)/B	99.84%	99.87%	0.03%



### □金融再生法開示債権

（単位：百万円）

	平成29年度	平成30年度	増減
債権総額 A	211,570	204,090	△ 7,479
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	295	291	△ 4
危険債権	5,636	5,445	△ 190
要管理債権	12	10	△ 1
金融再生法開示債権総額 B	5,943	5,747	△ 196
正常債権	205,626	198,343	△ 7,283
担保保証等回収可能額 C	3,591	3,364	△ 226
貸倒引当金 D	2,344	2,375	31
金融再生法開示債権比率 B/A	2.81%	2.82%	0.01%
保全率 (C+D)/B	99.86%	99.88%	0.02%



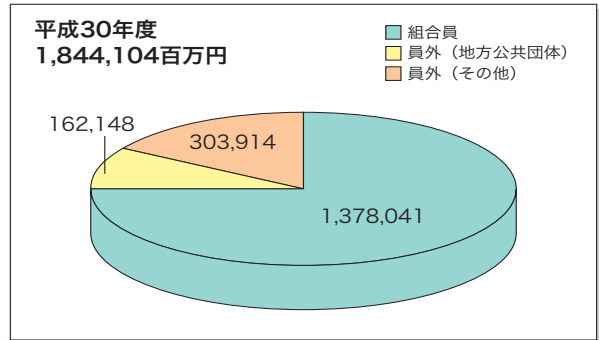
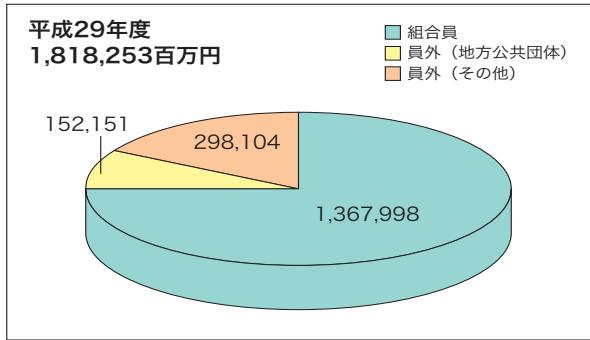
# 社会的責任と地域貢献活動

当会の資金は、その大半が県内のJAにお預けいただいた組合員および利用者みなさまの大切な財産である貯金です。お預かりした大切な貯金は、資金を必要とする組合員および利用者みなさまや、JA・農業に関連する企業および地方公共団体などにご提供することによって、地域社会・地域経済の発展に貢献しています。

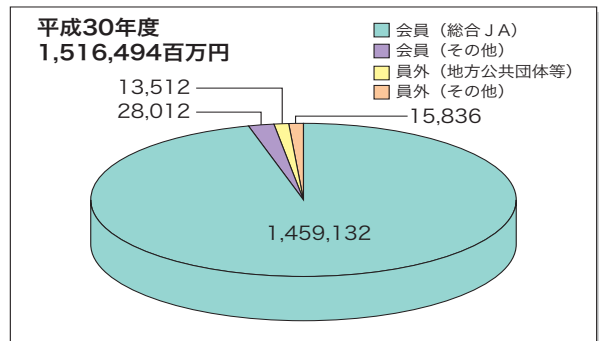
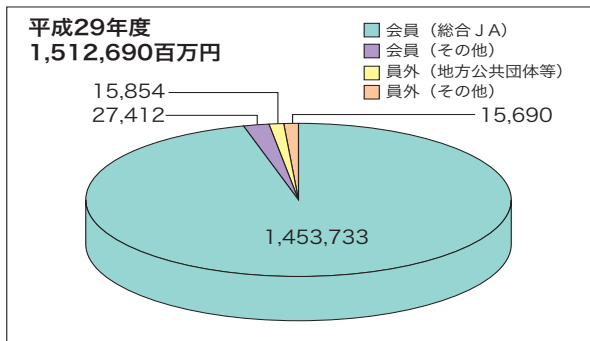
また、当会は文化、教育、環境に対する貢献活動を通じて、豊かな地域社会の実現に向けた取組みを行っています。

## ■地域からの資金調達の状況

### □JA貯金残高（JA決算期（1月末））

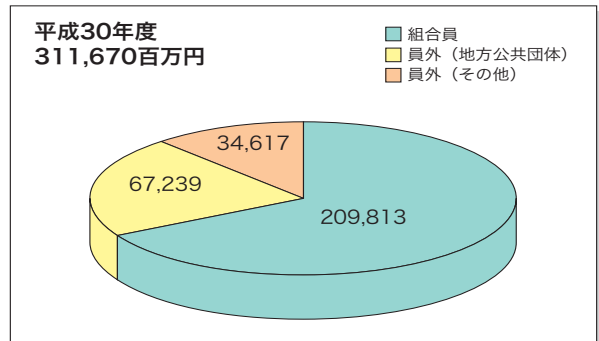
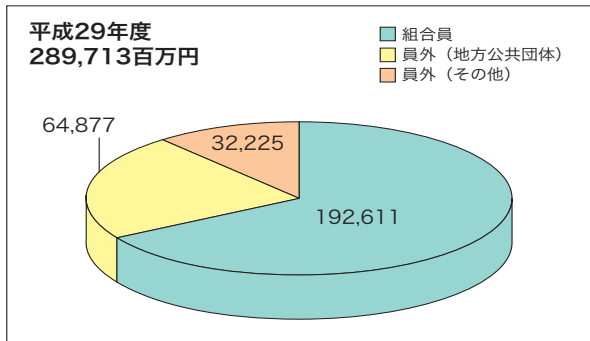


### □本会貯金残高（本会決算期（3月末））

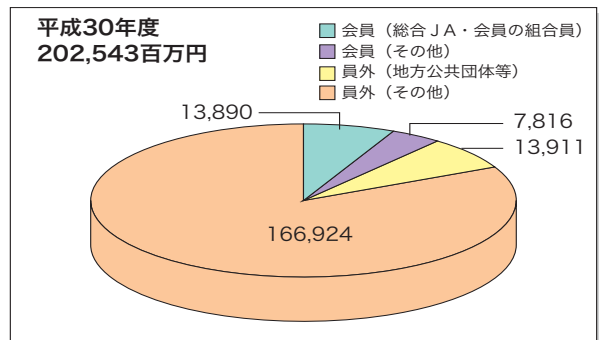
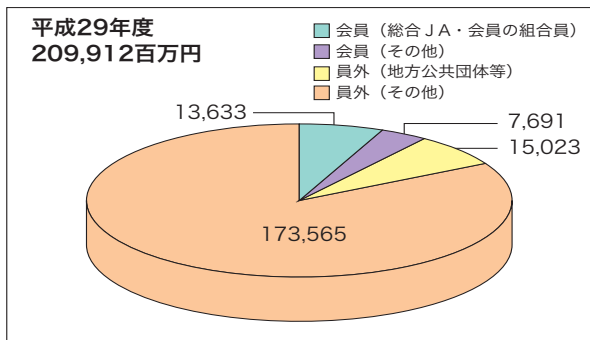


## ■地域への資金供給の状況

### □JA貸出金残高（JA決算期（1月末））



### □本会貸出金残高（本会決算期（3月末））





## □主な農業資金の取扱状況（平成31年3月31日現在）

（単位：百万円）

資金名	当会および 県下JAの 取扱残高	資金の内容
新認定農業者育成特別資金	6,293	認定農業者の農業経営に関わる一切の資金
農業経営拡大資金	4,610	農業経営に関わる一切の資金
農業近代化資金	1,205	施設・機械の取得、果樹の植栽・育成、家畜の購入・育成、長期運転資金等
JA営農口ーン	598	営農に必要な資金（運転資金）
就農施設支援資金	350	農業経営を開始する際に必要な機械、施設または資材の購入等に必要な資金
農業改良資金	126	新たな農業部門・農産物加工事業を始めるための資金

## □県下JAの主なオリジナル商品

資金名	お使いみち	ご利用 いただける方	ご利用方法				
			ご利用 金額	ご利用 期間	ご返済 方法	保証	担保
新認定農業者 育成特別資金	農業施設・機械・器具、農地等の取得・改良・造成、果樹植栽・育成費、家畜の購入・育成費等（負債整理は除く）	JAの組合員（個人・法人）で、かつ認定農業者  個人の場合は借入時の年齢が満20才以上満75歳未満の方	500万円以内 （法人は1,000万円以内）	5年以内 （据置1年以内）	元金均等返済 元利均等返済	茨城県農業信用基金協会の保証	必要に応じて不動産を徴求
農業経営 拡大資金	農業施設・機械・器具、農地等の取得・改良・造成、果樹植栽・育成費、家畜の購入・育成費、農業制度資金の借換え（負債整理は除く）	JAの組合員（個人・法人） 個人：借入時の年齢が満20才以上で最終返済時満74才以下の方 法人・団体：組合との間に安定した取引が見込める方	所要額以内	25年以内 （据置5年以内）	元金均等返済 元利均等返済	茨城県農業信用基金協会または個人の保証	必要に応じて不動産を徴求

## ■地域密着型金融への取組み

当会は県下JAと一体となり、本県農業の発展と農家所得の向上を金融面から支援していくとともに、農業メインバンクとして、農業担い手の経営基盤強化に向けて踏み込んだ対応を、金融・非金融両面から取り組むことで、農業資金残高のシェア向上および担い手満足度向上を目指します。また、農業と地域・利用者をつなぐ金融サービスの提供と地域貢献に取り組んでまいります。

## □農業メインバンク機能強化への取組み

## ○農業担い手のニーズに応えるための態勢整備

県下JAでは、農業担い手金融リーダー（平成31年4月1日現在17JA 52名）を設置しており、担い手農業者からの資金需要に対応できるよう取り組んでいます。

当会は、こうしたJAにおける農業融資機能強化に向けた取組みをサポートすべく、農家組合員宅や農業法人等への同行訪問、借入相談のバックアップ等を実施しています。

毎年7月に開催されるJA全農いばらき主催の「ダイナミックフェア（農機・生産資材大展示会）」に参画し、農業資金相談コーナーを設け、来場者に新認定農業者育成特別資金のチラシ配布等を行い、各種農業資金のPRを実施しています。

さらに、平成28年4月より、当会職員2名を専任担当者として、JA全農いばらきとの連携による農業法人等への直接アプローチを実施しています。

### ○JA内事業間連携の強化

農業者の多様なニーズ・諸課題に応えるため、JA内での情報共有、信用・営農経済事業間連携を強化しています。

当会では、農業担い手金融リーダー会議・情報交換会議等を開催し、TAC（地域農業の担い手に向くJA営農担当者）と農業担い手金融リーダーとの連携促進に取り組み、農業者へのJA・当会による同行推進を実施しています。平成30年度は、17JA 2,290先、当会アプローチリスト訪問先135先に実施し、農業融資の伸長を図りました。

### ○農業者の所得増大・地域活性化応援プログラムへの取り組み

平成28年度から、農業者に対する県域での企画応援事業（「JAバンク茨城農業所得増大応援事業」）として、「農業者の農業機械購入資金助成」、「農業近代化資金に対する保証料助成」、「新認定農業者育成特別資金に対する利子助成」、「JAグループ茨城農畜産物商談会の開催」、「JA直売所を通じた農業と地域のつながり強化支援」の5つの応援プランを柱として、多様化する農業担い手ニーズに的確に対応するため、JAグループ茨城が一体となり、迅速・円滑に事業に取り組んでいます。

### ○農業融資商品の適切な提供

当会および県下JAは各種プロパー農業資金を提供するとともに、農業近代化資金や日本政策金融公庫資金等の制度資金の取扱いを通じて、農業者の農業経営をサポートしています。

設備資金には、「新認定農業者育成特別資金」、「農業経営拡大資金」、運転資金には「営農ローン」等をご用意しています。

### ○飼料用米生産拡大に向けての取り組み

当会および県下JAは平成30年度産の飼料用米生産拡大に向けて、経済事業部門と信用事業部門が連携し、生産者が安心して取り組めるよう、水田活用の直接支払交付金が交付されるまでの短期のつなぎ資金を融通することを目的に、JA飼料用米対応資金を創設し、生産者の資金需要に応えるとともに、需給均衡による米価の安定を支援しました。平成30年度の実績は10JA 77件 246,090千円となりました。

令和元年度も水田農業政策への積極的な取り組みとして、耕畜連携による飼料用米の地域流通の定着とともに、さらなる販売拡大のため、地域農業の資金需要に応えます。

## □担い手農業者のライフサイクルに応じた支援への取り組み

### ○新規就農者の支援

JAバンク茨城では新規就農者の経営と生活をサポートするため、青年等就農資金を取り扱っています。

### ○負債整理資金による経営支援

JAバンク茨城では農業者の経営再建を支援するため、農業経営負担軽減支援資金などの負債整理資金を取り扱っています。

## □中小企業等の経営改善および地域の活性化のための取り組み

### ○農業者等の経営支援に関する取組方針

当会は、農業および地域金融における円滑な資金供給を最も重要な社会的役割のひとつと位置づけ、その実現に向けて取り組んでおり、金融円滑化にかかる基本的方針を理事会において次のとおり制定しています。

#### <金融円滑化にかかる基本的方針>

当会は、JAとともに地域に密着した金融機関として、「茨城県の豊かな自然と農業を守り育てることを通じて、社会や産業の発展に貢献すること」を、「当会の最も重要な使命」として位置付けています。

当会はこの使命を遂行するため、お客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくことは、最も重要な役割のひとつと位置づけ、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組みます。

1. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めます。  
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めます。
3. 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めます。  
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めます。
5. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続（特定認証紛争解決手続）の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めます。  
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、次項のとおり必要な体制を整備しています。
7. 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

#### ○農業者等の経営支援に関する態勢整備

当会は、金融円滑化にかかる対応措置を適切に把握し対応するため、次の体制を整備しています。

- ・ 理事長以下、関係役員・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」において、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしています。協議内容については、必要に応じて理事会へ報告することとしています。
- ・ 専務を「金融円滑化管理責任者」、営業部を「金融円滑化管理責任部署」として、当会全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握し、理事会へ報告することとしています。
- ・ 営業部長および農業部長を「金融円滑化管理担当者」として、営業部および農業部における金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしています。
- ・ 営業部および農業部では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について記録を作成し、当該記録は5年保存することとしています。
- ・ 営業部および農業部において、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善または再生のための助言を行う等、平成27年3月に経営革新等支援機関の認定を受けた金融機関として、引き続き地域経済の発展に真摯に取り組みます。
- ・ 関係団体とも連携し、経営相談等を行う体制を整備しています。
- ・ 経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当会職員に対し、必要な教育・研修を行っています。
- ・ 当会では、お客さまからのご融資にかかるご相談の窓口を営業部および農業部に設置し、各種相談を受け付けています。

## 〈ご相談窓口〉

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号
本店	茨城県水戸市梅香1-1-4	営業部	029-232-2031
		農業部	029-232-2033

受付時間：月～金曜日 午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

※貸出条件変更等に係るご意見・苦情については、当会総務企画部にてお受けいたします。

〈苦情相談窓口〉電話番号：029-232-2015

受付時間：月～金曜日 午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

## ○経営者保証に関するガイドラインへの対応

経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、態勢を整備のうえ、本ガイドラインを遵守しています。

当会は、本ガイドラインに基づき経営者保証に依存しない融資の一層の促進に努めるとともに、お客さまと保証契約を締結する場合やお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づいて、誠実に対応するよう努めます。

## □組合員・利用者のサービス向上への取組み

## ○窓口担当者ロールプレイング大会の開催

「JAバンクの顔」である信用窓口担当者の資質ならびに意欲の向上を目的に、平成30年8月に県内8JAからの窓口担当者の参加を得て「第4回JAバンク茨城 窓口担当者ロールプレイング大会」を開催しました。農業・地域に貢献する地域金融機関として、日頃から組合員や地域の利用者のみなさまと接している窓口担当者が、明るい声掛けや幅広い知識とセンスを磨くことによって、信頼の輪が広がり「JAファン拡大」へとつながることを再認識した大会となりました。

大会終了後には交流会が開かれ、和やかな雰囲気の中で情報交換が図られました。

## 〈窓口担当者ロールプレイング大会の様様〉



## □地域社会貢献への取組み

## ○各種相談会の開催

年金受給（予定）者への情報提供と相談活動として、社会保険労務士および当会年金専任担当者による無料年金相談会を延べ168回開催し、複雑な年金の仕組みについてのご相談、各種手続をお手伝いしました。

また、組合員や地域のみなさまの資金ニーズに幅広くお応えするため、各JAにおいて休日ローン相談会を開催しました。

## ○AED講習会の実施

AED（自動体外式除細動器）については、平成16年7月より医療従事者ではない一般市民も使用が可能となっており、企業や公共施設等人が多く集まるところを中心に設置が進められています。当会の施設内でも、AEDを4台設置し、心肺停止等の緊急事態に備えています。

また、毎年職員を対象とした、AED講習会を開催し、AEDに関する使用方法や人形を使った模擬訓練等を行い、職員一人一人の知識や技術の向上に努めています。



## ■ J Aバンク自己改革にかかる県域取組み状況

### □ 自己改革に対する基本的考え方

当会3か年中期経営計画では、農協法改正等により今までにない環境変化に直面していることを十分認識し、J A自己改革を踏まえた取組み内容としています。この3か年がJ A自己改革の重点取組期間であることを踏まえ、強い姿勢をもって、目標達成に向けて取り組んでまいりました。

### ○平成30年度の取組み

#### 「農業者の所得増大への貢献・信用事業を通じた組合員農業経営支援の強化」について

##### 1. 出向く体制の整備

平成28年度から、J A全農いばらきとの連携による同行訪問等出向く体制を整備し、担い手経営体（農業法人）への直接アプローチを強化してきました。

平成30年度は、選定した135先の農業法人に対して、それぞれが持つ情報を共有し、J Aグループの総合力を発揮した事業提案を行いました。このような担い手経営体の事業規模拡大に向けた支援をしていくなかで、10先150百万円の融資取引実績がありました。

##### 2. 県域企画応援事業（当会主体事業）

J A・各会と連携のもと、5つの事業を実施しました。

###### (1) J Aグループ茨城農畜産物商談会（J A全農いばらき共催）

新たな販売チャネル拡大による農業所得向上を目的として、平成30年7月10日に大阪市中央卸売市場、さらに10月23日には東京交通会館を会場に、県産農畜産物や農産加工品に関心が高いバイヤーを招聘し、商談会を開催しました。当年度は、的確な出会いの場を提供するため、フリー商談に加え、事前マッチングによる予約商談を設定しました。

また、事後フォローとして、セラーとバイヤーに対し、商談会当日から1ヶ月後および3ヶ月後にアンケート調査を実施しました。

<開催状況>

場 所	大阪市中央卸売市場本場	東京交通会館
日 程	平成30年7月10日（火）	平成30年10月23日（火）
出 展 者	J Aおよび農業法人等 計21団体	J Aおよび農業法人等 計37団体
来 場 者	百貨店・量販店、食品卸等 235名	百貨店・量販店、食品卸等 550名
商談件数	148件 （うち、予約商談62件、成約件数15件）	575件 （うち、予約商談109件、成約件数14件）

###### (2) J A直売所販売促進（クレジットカード決済機能端末機器等導入）事業

J A直売所での利用者のカード利便性を図り、直売所売上増加・農業者の所得増加に繋げることを目的に、カード決済端末機器導入諸費用の助成を実施しました。

平成29年4月からの直売所におけるJ Aカード利用5%割引実施により、利便性が向上し、直売所の利用拡大が図られることで、事業目的である直売所売上増加・農業者の所得増加が期待されます。

###### (3) 農業機械導入助成事業

規模拡大等によりコスト低減に取り組む農業者等への支援を目的に、農業機械購入費用の一部助成を実施しました。

###### (4) 農業資金関連

- ・担い手農業者に対する（新認定農業育成特別資金）利子助成事業
- ・農業近代化資金保証料助成事業

農業者等がJ Aから新認定農業育成特別資金をお借入した場合の利息相当額負担軽減を図るための利子助成および農業近代化資金をお借入した場合の諸費用負担軽減を図るための一括前払い保証料全額助成を実施しました。

### ○次期3か年中期経営計画（2019年度～2021年度）における取組み

当会では、次期3か年においても「農業・地域の成長支援（農業者の所得増大）」に向けて、自己改革に関する具体的な取組みを実施していきます。

## ■文化的・社会的貢献

### □「JAバンク食農教育応援事業」への取り組み

JAバンクによる食農教育を中心とする教育実践活動を通じ、子供たちの農業に対する理解の深耕を図り、農業ファンの拡大と地域の発展に貢献することを目的に、食農教育・環境教育・金融経済教育を基本テーマとする教材本を作成しています。

この教材本は県内497校の小学5年生を対象に、県内各JAから37,320冊を無償配布し、社会科・理科・総合学習のなかで広く活用されています。

また、県内各JAでは、JA職員を講師とした食育授業実施の働きかけや、教師を対象とした農業体験を行う等、くらしの活動を通して子供たちの健やかな成長を支援しています。

〈教材本〉



### □「JAバンク茨城サッカー教室」の開催

平成14年度より、地域密着・地域貢献の一環として、JA主催（当会および水戸ホーリーホック後援）による「JAバンク茨城サッカー教室」を開催しています。

平成30年度は県内で12回（10JA）開催し、33チームの少年団（クラブ）、延べ700名の参加がありました。

教室は、水戸ホーリーホックの育成部（アカデミー）コーチを中心に実施され、参加した小学生は、プロのコーチによる指導を受け、教室を楽しんでいました。

### □「JAバンク茨城サンクスマッチ」の開催

平成31年3月3日（日）に水戸市の「ケーズデンキスタジアム水戸」にて、FC水戸ホーリーホックのJ2リーグ2019シーズンホーム開幕戦を「JAバンク茨城 サンクスマッチ」として開催しました。

当日は、JAグループ茨城が一体となり、「協同組合まつり」と題して、主に地域の特産物を使った加工品などを販売し、来場された方々から笑顔が溢れる場面もありました。

さらに、キッズコーナー（ミニグラウンドゴルフ・輪投げ等）や、食農教育イベントコーナーを設置し、会場を大いに盛り上げました。

〈理事長挨拶〉



〈協同組合まつり〉



### □「JAバンク茨城年金友の会グラウンド・ゴルフ交流大会」の開催

県内の各JA年金友の会で組織する「JAバンク茨城年金友の会」では、平成30年10月に「第14回JAバンク茨城年金友の会グラウンド・ゴルフ交流大会」を土浦市霞ヶ浦総合公園において、458名（19JA）の参加エントリーを得て開催しました。

今大会における参加者の最高齢は91歳の方でしたが、年齢を感じさせないハツラツとしたプレーが見られました。

参加者のみなさまは、真剣なプレーの中にも、時折笑顔を見せながら、会員同士の交流を図られている様子でした。

## 〈グラウンド・ゴルフ交流大会の様様〉



## □「JAバンク茨城年金友の会情報誌、会員証」の発行

県内JA年金友の会の活動内容や、くらしに役立つ医療情報等を中心に、「JAバンク茨城年金友の会情報誌」を当会にて年2回（7月・11月）発行するとともに、県内JAの年金友の会の会員数約10万5千人の方を対象に「JA年金友の会会員証」を発行しています。

この会員証は、県内の各JAに年金の振込指定された会員の方に発行されており、会員証をご提示いただくと割引等の各種サービスが受けられる仕組みとなっています。

特典協力店舗は195店舗（平成31年3月末）あり、JAバンク茨城では、特典協力店舗数の拡大に日々努めています。

〈会員証〉



## □ボランティア活動への取組み

「JAバンク茨城県信連ボランティアサークル」を設立し、ボランティア活動を通じ、地域社会に還元・貢献していくことを目的としています。

## ○環境保全（茨城エコ事業登録制度）への取組み

当会は、地球環境に配慮した取組みを積極的に行う事業所を茨城県が登録する「茨城エコ事業所登録制度」に申請し、平成20年11月10日に「AAA」の登録認定を受けました。

当サークルでは、下記の活動を通じ、省エネルギー、循環型社会への貢献を継続的に実行しています。

- ・千波湖周辺花壇の花苗植え参加
- ・桜川水系クリーン作戦参加
- ・エコキャップ回収活動（ワクチン寄贈への貢献）

## ○フードバンクへの取組み

きずなBOX（食品収集箱）を設置し、平成31年2月6日にフードバンク茨城へ食品を提供し、必要とする施設等に届けられました。

〈フードバンク〉



# リスク管理の状況

## ■リスク管理体制

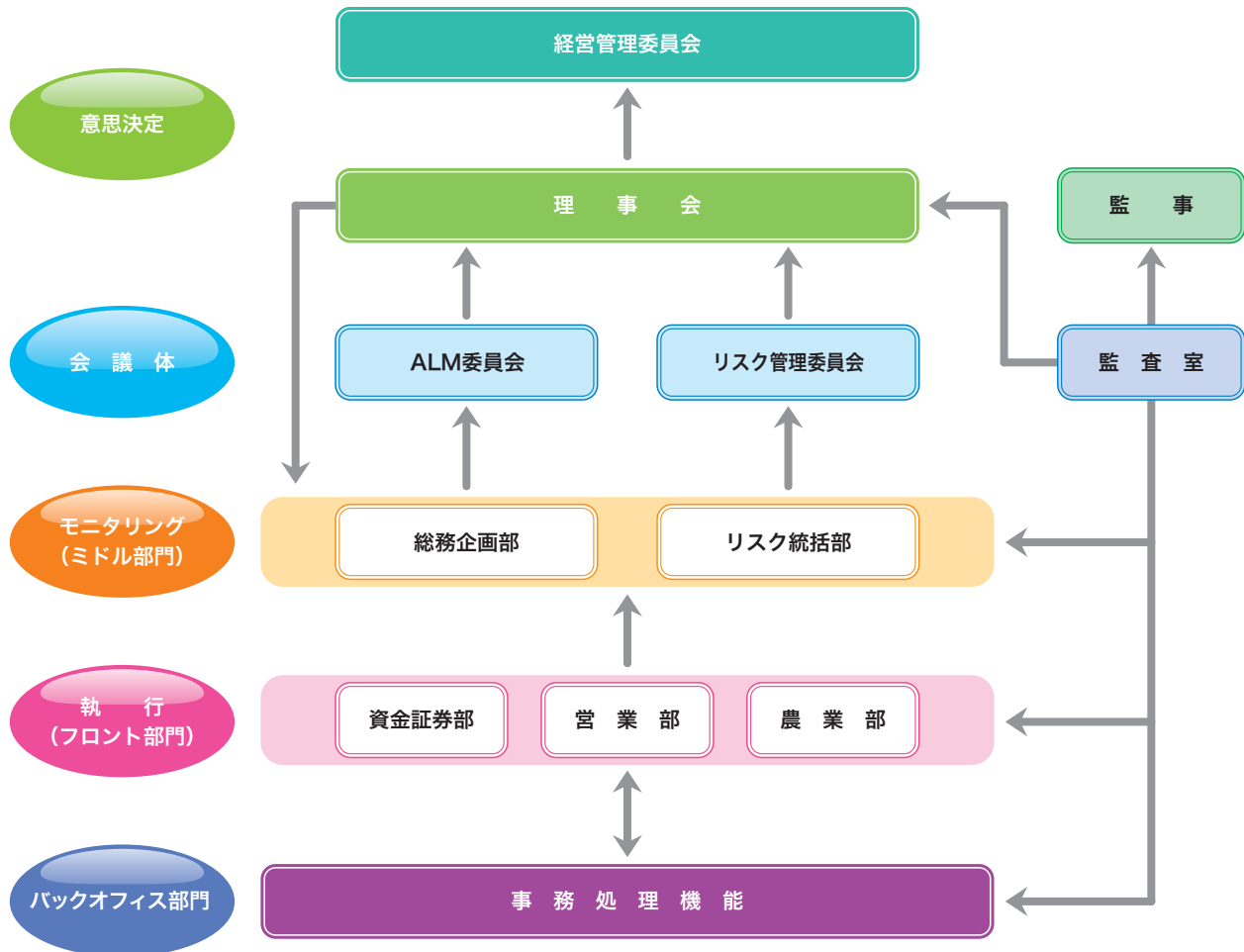
### □リスクマネジメント基本方針

会員・利用者みなさまに安心して当会をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに対応すべく「リスクマネジメント基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

当会では、各種リスクに対応するため、常勤役員以下で構成する「リスク管理委員会」、「ALM委員会」を設置して検討・協議しています。また、リスク量の計測および与信限度額のモニタリングを担当する部署を設置するなど実施体制を整備しています。

### □統合的リスクマネジメント体制（信用リスク・市場リスク等）



#### ALM委員会

経済・金融見通しの検討を踏まえ、中長期的な収支見通しの把握・検討を行うほか、最適資金配分の協議を行うなど、資産・負債の総合管理を行うことを目的に運営しています。

#### リスク管理委員会

リスク資本の管理を行うほか、リスク限度額、与信限度額の協議・検討および各種リスクの情報分析や限度額の実績管理等を通じて、過度なリスクテイク・与信集中等をチェックし、経営に対するアラーム機能を発揮することを目的に運営しています。



## □統合的リスク管理態勢

経営の健全性を確保し安定的な収益を継続的に確保するためには、信用リスク、市場リスク、オペレーショナルリスク等のさまざまなリスクを可能な限り包括的に把握して適切にコントロールすることが必要不可欠となっています。

当会では、それぞれのリスク・カテゴリー（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等）ごとに評価したリスクを総体的に捉え、経営体力（自己資本）と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理に努めています。

## □各種リスク管理態勢

### 【信用リスク管理】

与信審査については、貸出部門から独立した審査部署として、リスク統括部が業界動向や取引先の調査分析を行うなど貸出基準に基づく厳格な審査を実施し、相互牽制機能を発揮しています。

与信額については、特定の取引先・業種に集中しないよう「リスク管理委員会」において業種別・内部格付別に限度額を設定するとともに、「融資協議会」においては取引先ごとに信用度合いに応じ個別に限度額の設定をしています。

信用リスクポートフォリオの状況等のモニタリングは、リスク統括部が行っています。

貸出担当者は、充実した研修プログラム等に基づき外部研修・出向研修・通信教育等により信用リスク管理能力の習得を図っています。

### 【流動性リスク管理】

A L M委員会では系統資金動向の十全な把握・分析等を行い管理しています。

### 【市場リスク管理】

A L Mシステム（資産・負債の総合管理）により、金融経済見通しと金利変動シナリオに基づくシミュレーションを行い、資産・負債が抱えるリスクを把握し、効率的な資金配分を行っています。

なお、調達・運用全体の金利変動リスクの対応方向、市場部門の機動的運用は、「A L M委員会」で決定し、実行しています。

また、「リスク管理委員会」において、与信限度額や利用限度額を設定するとともに、リスクを的確に把握した管理を行っています。

有価証券担当者は、充実した研修プログラム等に基づき外部研修・各種セミナーへの参加等によりスキルアップを図っています。

### オペレーショナル・リスク管理

#### 【事務リスク管理】

適切なシステム利用、事務手続の整備、取引実施部門と事務部門の相互牽制、事務処理のダブルチェックにより管理しています。

更に、事務リスクにかかる内部管理の一環として自主点検を実施し、内部監査において検証しています。

#### 【システムリスク管理】

危機管理計画を策定し、継続的な体制整備に努めています。

#### 【その他のリスク管理】

その他当会が業務を遂行する際に発生する各種リスクの発生可能性を極小化するように努めています。

## リスク マネジメント

## ■法令遵守体制

コンプライアンスとは、法令やルールを厳格に遵守することをはじめ、社会的規範（倫理）を全うすることを言います。また、コンプライアンスの目的は、違法行為を事前に予防したり、未然に防止したりする仕組みを構築していくことで組織の業務運営の遵法性を高めていくことを通じて、経営の健全性を確保し社会全般からの信頼を確立していくことにあります。

当会は、与えられた社会的責任と公共的使命を果たし、JAおよび地域社会から一層の揺るぎない信頼を確保していくために、法令や社会的規範を厳格に遵守することはもとより、たとえ法令等に抵触しない場合であっても、確固たる倫理観と誠実さに基づいて公正に行動することを「基本方針」としています。

当会は、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、「コンプライアンスの基本方針」を制定するとともに、役職員として遵守すべき法令や行動規範を「コンプライアンス・マニュアル」として制定し、全役職員に周知徹底しています。

さらに、コンプライアンスに関する実践計画「コンプライアンス・プログラム」を毎年度策定し、啓蒙・教育研修活動を通じてより一層の浸透に取り組んでいます。

### □コンプライアンス基本方針

#### 1. 当会の社会的責任と公共的使命の認識

当会のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図ります。

#### 2. 会員等のニーズに適した顧客本位で質の高い金融等サービスの提供

「JAバンクシステム」の一員として、お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズの応えとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高い金融および非金融サービスの提供並びに「JAバンク基本方針」に基づく指導等を通じて、県下JA系統信用事業を支援することによりその役割を十全に発揮し、会員、利用者および地域社会の発展に寄与します。

#### 3. 法令やルールの厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない公正な事業運営を遂行します。

#### 4. 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マネー・ロンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。

#### 5. 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築します。

#### 6. 職員の人権の尊重等

職員の人権、個性を尊重するとともに、健康と安全に配慮した働きやすい環境を確保します。

#### 7. 環境問題への取組

資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実施するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組みます。

#### 8. 持続可能な社会貢献活動への取組

当会が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、社会と共に歩む「企業市民」として、持続可能な社会貢献活動に取り組みます。

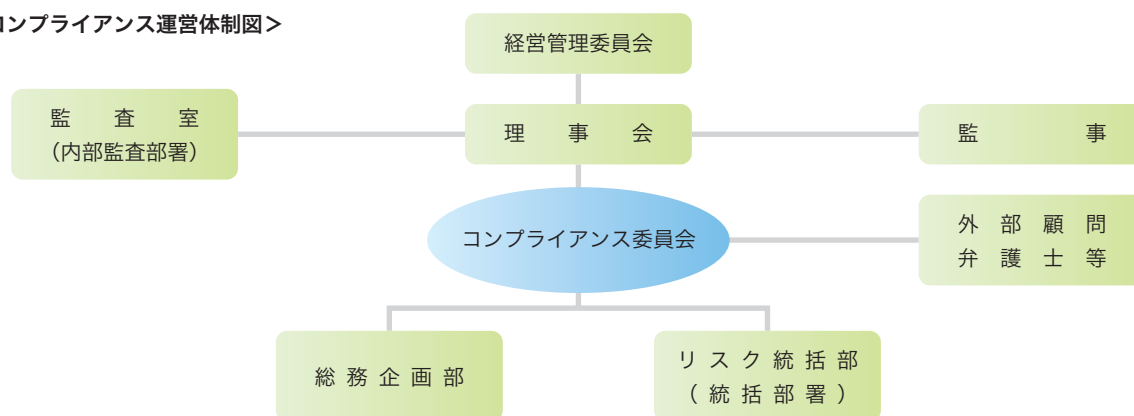
### □コンプライアンス運営態勢

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、各部署にコンプライアンス担当者を配置しています。

なお、基本姿勢および遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、研修会を開催するなど全役職員に周知・徹底しています。

また、毎年度「コンプライアンス・プログラム」を策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署（リスク統括部）を設置し、その進捗管理を行っています。

## &lt;コンプライアンス運営体制図&gt;



## ■金融ADR制度への対応

## 1. 苦情処理措置の内容

当会では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページで公表するとともに、JAバンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

**当会の相談・苦情等受付窓口**

茨城県信用農業協同組合連合会 総務企画部

電話番号：029-232-2015

電子メール：shinren\_sohmukikaku\_jinji@ib-ja.or.jp

受付時間：午前9時～午後5時

(金融機関の休業日を除く)

また、JAバンク相談所でも、JAバンクに関する相談・苦情を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

**JAバンク相談所**

電話番号：03-6837-1359

受付時間：午前9時～午後5時

(金融機関の休業日を除く)

## 2. 紛争解決措置の内容

当会では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

**東京弁護士会紛争解決センター**

電話番号：03-3581-0031

受付時間：午前9時30分～午後3時（正午～午後1時を除く）

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

**第一東京弁護士会仲裁センター**

電話番号：03-3595-8588

受付時間：午前10時～午後4時（正午～午後1時を除く）

月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く）

**第二東京弁護士会仲裁センター**

電話番号：03-3581-2249

受付時間：午前9時30分～午後5時（正午～午後1時を除く）

月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く）

上記弁護士会の利用に関しては、当会の相談・苦情等受付窓口またはJAバンク相談所にお申し出ください。  
なお、上記弁護士会に直接お申し立ていただくことも可能です。

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

- (1) 現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議等により、共同して解決に当たります。
- (2) 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

※ 現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容はJAバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問い合わせください。

## ■内部監査体制

内部管理態勢の適切性・有効性を確保するため、被監査部署から完全に独立した部署として監査室を設置しています。また、監査の実効性確保の観点から理事長直轄とするとともに監査の有効的な機能発揮のため、可能な限り多岐の業務経験と知識を有すると認められる職員を3名配置しています。

不祥事未然防止の観点からは、年1回全役職員にコンプライアンス研修会を受講させ法令遵守の意識向上を図りつつ、自主点検等により内部牽制機能を発揮させ未然防止を講じるとともに、あわせて人事ローテーションや長期職場離脱の適正実施を行っています。これらの実施状況を踏まえ、通告監査だけでなく無通告監査を有効的に活用し、現物・勘定残高等の確認のみならず、事務形骸化の有無並びに法令遵守状況の検証を実施しています。

内部監査は全部署および関連会社を対象として実施しており、リスクアセスメント結果による監査の頻度・深度を配慮した内部監査計画を策定しています。内部監査を実施する監査室に対しても、当会職員で監査室職員以外の農業協同組合監査士試験合格者または農業協同組合内部監査士資格保有者が内部監査を実施することとしています。

なお、監査結果・改善指示事項等を定期的に理事会、経営管理委員会および監事会に報告するとともに、必要に応じ改善取組状況のフォローアップ監査を実施しています。



## ■金融商品の勧誘方針

当会は、金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客さまに対して適正な勧誘を行います。

1. お客さまの資産運用の目的、知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実であると誤認させるおそれのあることを告げるなど、お客さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お約束のある場合を除き、午前8時45分から午後5時までとします。
5. お客さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

## ■個人情報保護方針

当会は、利用者等のみなさまの個人情報および個人番号等（以下「個人情報等」といいます。）を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

1. 関係法令等の遵守  
当会は、利用者等の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます。）および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項および当会の諸規程を誠実に遵守します。
2. 利用目的  
当会は、利用者等の個人情報等の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。  
なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはしません。  
当会の個人情報等の利用目的は、当会の本店に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しています。
3. 適正な取得  
当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得します。
4. 安全管理措置  
当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業者および委託先（再委託先等も含みます。）を適正に監督します。
5. 第三者への提供  
当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供しません。  
なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供しません。
6. 機微（センシティブ）情報の取扱い  
当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。）につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供しません。
7. 匿名加工情報の取扱い  
当会は、匿名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないよう加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。
8. 開示・訂正等、利用停止等  
当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示・訂正等および利用停止等のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。
9. 継続的な改善  
当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取組みを継続的に見直し、その改善に努めます。
10. 苦情・ご意見・ご要望のお申し出  
当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。  
当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、次の窓口までお申し出ください。

茨城県信用農業協同組合連合会 リスク統括部

電話番号：029-232-2020

## ■情報セキュリティ基本方針

当会は、会員・利用者等のみなさまとの信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、会内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当会は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当会は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当会は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、会全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が起きた場合その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当会は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

## ■利用者保護等管理方針

当会は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者(今後、利用者になるうとする方を含み、以下も同様とします。)の正当な利益の保護と利便性を確保するため、以下の方針を遵守します。

また、利用者の保護と利便性の向上に向けて継続的な取組みを行います。

### (顧客説明管理)

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。)および情報提供を適切かつ十分に行います。

### (顧客サポート等管理)

2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。)し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。

### (利用者情報管理)

3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段により取得・利用するとともに、情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のために、必要かつ適切な措置を講じます。

### (外部委託管理)

4. 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。

### (利益相反管理)

5. 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理の態勢整備に努めます。

## ■利益相反管理方針

当会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下「本方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

### （対象取引の範囲）

1. 本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務および金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

### （利益相反のおそれのある取引の種類）

2. 「利益相反のおそれのある取引」の種類および主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。

（1）お客さまと当会間の利益が相反する類型

（取引例）

- 抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。

（2）当会のお客さまと他のお客さまとの間の利益が相反する類型

（取引例）

- 関連法人等との取引に際し、アームズ・レングス・ルールに違反する場合。
- 接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。

### （利益相反のおそれのある取引の特定の方法）

3. 利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。
  - （1）利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
  - （2）各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
  - （3）利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
  - （4）各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
  - （5）利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

### （利益相反の管理の方法）

4. 当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保します。
  - （1）対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
  - （2）対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限り。）
  - （3）その他対象取引を適切に管理するための方法

### （利益相反のおそれのある取引の記録および保存）

5. 利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当会で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存します。

### （利益相反管理体制）

6. 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。
  - （1）この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
  - （2）利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善します。

### （利益相反管理体制の検証等）

7. 当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

## ■ マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当会は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という）の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」という。）」等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

### （運営等）

当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

### （マネー・ローンダリング等の防止）

当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

### （反社会的勢力との決別）

当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

### （組織的な対応）

当会は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

### （外部専門機関との連携）

当会は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

## ■ お客さま本位の業務運営に関する取組方針

J Aグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当会では、この理念のもと、平成29年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、会員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定しました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直します。

### 1. お客さまへの最適な商品提供

(1) お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。

### 2. お客さま本位の提案と情報提供

(1) お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客さまにふさわしい商品を提案します。

(2) お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすく説明し、必要な情報を十分に提供します。

(3) お客さまに負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。

### 3. 利益相反の適切な管理

(1) お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

### 4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

(1) 研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。



## 業務のご案内

### ■貯金業務

地域のみならずから選ばれる金融機関として、さまざまなニーズにお応えできるよう総合口座、定期貯金、定期積金、貯蓄貯金、財形貯金など、目的やライフスタイル、ライフプランにあわせた商品をご用意しています。

#### □ J Aバンク茨城県信連・県下 J A の主な取扱商品

種 類	特 色	期 間	預入単位等
総合口座	[受け取る・支払う・貯める・借りる] という機能を備えている個人のお客様専用商品です。 この口座は年金・給与・配当金などの自動受け取り、公共料金・税金などの自動支払いに便利です。さらにキャッシュカードでCD・ATMをご利用になると一層便利です。また、スーパー定期・スーパー期日定期・変動金利定期がセットでき、最高90%、300万円まで自動融資が受けられます。	期間と出し入れの自由な口座です。	ご融資利率は、セットされた定期貯金の利率プラス0.5%です。
普通貯金無利息型 (決済用)	「決済用貯金」(「無利息・要求払い・決済サービスを提供できること」という3つの条件を満たす貯金) に該当するものは全額保護となります。	出し入れ自由です。	無利息です。
貯蓄貯金	普通貯金と同じように出し入れできるうえ、貯金残高に応じて4段階の金利が設定されています。 ただし、給与・年金等の自動受け取りや公共料金等の自動支払いにはご利用いただけません。	期間と出し入れの自由な口座です。	お預け入れは1円以上1円単位です。
当座貯金	小切手・手形によりお支払いができますので、ご商売をなさる方に便利です。	出し入れ自由です。	無利息です。
通知貯金	ごく短期間の運用に便利です。	7日以上です。(お引き出しの場合2日前までにご連絡いただきます。)	お預け入れは5万円以上1円単位です。
期日指定定期貯金	利息は1年複利で計算されます。 1年間の据置期間後はいつでもお引き出しできます。	3年(据置期間1年)です。	お預け入れは1円以上300万円未満で1円単位です。
スーパー定期貯金	3年・4年・5年ものと3年超5年未満の期日指定方式は半年複利(個人のお客様専用)も選択できます。	1か月、2か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年の定型方式と1か月超5年未満で期日を指定する期日指定方式があります。	お預け入れは1円以上1円単位です。
大口定期貯金	大口資金の運用に適した商品です。	同上	お預け入れは1,000万円以上1円単位です。
変動金利定期貯金	お預け入れの半年ごとに金利の見直しを行います。 3年ものは半年複利(個人のお客様専用)も選択できます。	2年および3年です。	お預け入れは1円以上1円単位です。
定期積金	ご計画にあわせて毎月積み立てていく積み金です。	6か月以上5年以内です。	1回あたり1,000円以上1円単位です。
財形貯金	勤労者のための財産形成の貯蓄です。毎月の給与やボーナスから天引きして積立しています。財形住宅と財形年金はあわせて550万円まで利息に税金がかかりません。		
(一般財形貯金)	積立額、貯蓄目的とご自由です。	3年以上です。	
(財形住宅貯金)	お預け入れ後、1年経過すればいつでもお引き出しできます。 住宅取得を目的とした積み立てで、非課税が適用される目的貯金です。	5年以上です。	1回あたり1,000円以上1円単位です。
(財形年金貯金)	在職中に退職後のために積み立てを行い、60才以降に年金方式(3か月後のお受け取り)でお受け取りできます。退職後も非課税が適用される貯金です。	5年以上積立、据置期間が6か月から5年、受取期間が5年から20年です。	

(注) ・金利はいずれも店頭に表示されます。  
・ご貯金やご融資などの商品やサービスにつきましては、それぞれの商品やサービス内容についてお問い合わせいただくなどご確認のうえご利用ください。

## ■貸出業務

地域金融機関として、JAの組合員、農業者および農業関連団体のみなさまはもとより、地域経済の発展を支える一般の企業、地方公共団体等のみなさまに、事業の発展に必要な資金をご融資しています。

当会では、短期運転資金、設備資金、長期運転資金等さまざまな用途に応じた資金をご用意し、みなさまの資金需要に幅広くお応えしています。

また、地域のみなさまには、地元のJAが中心となって家計のメインバンクとしてお取り引きいただくため、住宅・教育・自動車などライフスタイルに合わせた各種ローンをご用意し、豊かな暮らしづくりに必要な資金のご相談にお応えしています。

### □JAバンク茨城県信連の主な取扱商品

種類	お使いみち	ご利用いただける方	ご利用金額、ご利用期間及びご返済方法	保証・担保
事業資金	設備資金・運転資金（長期・短期・手形割引）や季節的・一時的資金（決算・賞与資金など）など。	県内に住所または事務所を有する企業等のみなさま方。	資金のお使いみちなどに応じてご相談のうえ決定しています。	原則として必要となりますが、ご相談のうえ決定しています。
制度資金	農業近代化資金・農業経営改善促進資金（スーパーS資金）などをお取り扱いしています。			

### □JAバンク茨城県信連・県下JAの主なローン商品

種類	お使いみち	ご利用いただける方	ご利用方法				
			ご利用金額	ご利用期間	ご返済方法	保証	担保
JAフリーローン	生活に関する一切の資金	満18才以上の方で、最終返済時満71才未満の方（未成年の方は親権者の同意を得ていただきます）	300万円以内	6か月以上5年以内	元利均等返済（ボーナス払い併用可）	茨城県農業信用基金協会の保証	不要
JAマイカーローン	自動車・オートバイ等の購入資金および付帯する費用（新車・中古車を問いません）	満18才以上75才未満の方で、最終返済時満80才未満の方（未成年の方は親権者の同意を得ていただきます）	1,000万円以内（貸付時の年齢が71才以上の場合は200万円以内）	6か月以上10年以内			
JA教育ローン	入学金・授業料その他入学時および就学に必要な費用	満20才以上の方で、最終返済時満71才未満の方	1,000万円以内	6か月以上15年以内（在学期間+9年）（在学中は元金の据置可）			
JAカードローン（約定返済型）	生活に関する一切の資金（カードを使って全国の提携銀行のCD・ATMからお引き出しできます）	満20才以上65才未満の方	極度額50万円以内	2年毎更新満68才の誕生日以降は契約の更新は行いません	約定返済および任意返済		
JA住宅ローン	住宅の新築・増改築・修繕資金、建売住宅・中古住宅・マンション購入資金、宅地購入資金、他行からの借換等	満20才以上満66才未満の方で、最終返済時満80才未満の方 「三大疾病保障特約付団体信用生命共済」、「長期継続入院特約付団体信用生命共済」や「9大疾病補償保険」をセットすることができます。	5,000万円以内	3年以上35年以内	元利均等返済および元金均等返済（ボーナス払い併用可）	茨城県農業信用基金協会の保証	融資対象不動産
JA賃貸住宅ローン	賃貸住宅の新築・増改築・改装・補修および付帯する賃貸住宅関連設備資金	満20才以上の方で、最終返済時満71才未満の方（事業継承見込みの法定相続人の方が連帯保証人となる場合は、最終返済時の年齢制限はありません）	4億円以内	1年以上30年以内	元利均等返済および元金均等返済		

(注) ・上記の他にもお客さまの要望にお応えできる各種ローン(ネットローンを含む)をご用意しています。

・ローンのご利用にあたりましては、ご契約上の規定・ご返済方法（返済日・返済額など）・ご利用限度額・現在のご利用額・金利変動ルール等十分ご検討のうえご利用ください。詳しくは窓口にてご相談ください。

## ■受託貸付金業務

J Aの組合員をはじめ地域のみなさまが、農業生産力の維持増進、ご子弟の進学などに、低利で有利な制度資金をご活用いただくため、日本政策金融公庫などの受託金融機関として、J Aの店舗を窓口 to 各種資金の取扱いを行っています。

### □ J Aバンク茨城県信連・県下 J Aの主な取扱資金

金融機関等	資 金 名
日本政策金融公庫	農業経営基盤強化資金（略称：スーパーL資金）、青年等就農資金、経営体育成強化資金、農林漁業セーフティネット資金、農林漁業施設資金、国の教育ローン 等

## ■余裕金運用業務

当会がお預かりした貯金は、貸出金で運用するほかに、農林中央金庫への預け金や、内外の金融市場での有価証券等により適切なリスク管理のもと効率的に運用し、安定的な収益の確保に努めています。

有価証券運用については、経済・金融情勢等の情報収集・分析を行ったうえで、中長期運用を基本として国債等債券を中心に、安全性・流動性を重視し安定的な運用が出来るよう取り組んでいます。

また、J Aにおける有価証券運用の相談業務も行っています。

## ■決済業務

全国銀行内国為替制度（全銀データ通信システム）に加盟の金融機関として、全国のJ Aはもちろん、銀行・信用金庫等の各金融機関と送金・振込・代金取立等の為替取引を迅速・安全・確実にしています。

また、給与の振込、各種年金の受取り、公金の収納、各種公共料金の口座振替、各種クレジットの代金決済など、みなさまの暮らしに密着した業務を幅広く取り扱っています。

さらに、県内のJ Aグループの迅速な決済機能を果たすため、県下一円に広がるメール網により、安全で効率的なメール業務を展開しています。

## ■金融推進業務

経済・社会・農業環境や金融環境の変化に伴いお客さまのニーズが多様化し、J Aに求められる機能・役割も大きく変化してきています。

当会では、県内J Aがより質の高い金融サービスを提供できるよう、J Aの金融機能の充実、体制整備の強化や新商品の企画・開発、さらには新聞等のマスメディアを媒体とするPR活動等により、J A信用事業の推進支援業務を通して、適時適切な取り組みを行っています。

## ■研修相談業務

当会では、J Aの信用事業にかかる金融法務・債権回収・税務・年金などの各種相談業務を行い、さらに業務の高度化に対応できるよう各種研修会を実施し、組合員および地域のみなさまから信頼される金融の専門知識を備えた人材の育成を行っています。

## ■ 国債窓販業務

幅広い資産運用ニーズにお応えするため、新型窓口販売方式の国債・個人向け国債の取扱いを行っています。個人向け国債10年物以外は、ご購入になったときの利回りが満期日まで変わらない確定利回りです。

種類	購入対象者	申込単位	発行	募集・販売期間	中途換金	
新窓販国債	2年固定	制限なし	5万円から 5万円単位	毎月 (年12回)	発行の都度 決定されます。	市場でいつでも売却が可能
	5年固定					
	10年固定					
個人向け国債	3年固定	個人限定	1万円から 1万円単位	毎月 (年12回)	発行の都度 決定されます。	発行から1年間は、原則中途換金できません。発行から1年経過すれば中途換金できますが、その場合、原則として中途換金調整額として直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685のお支払いが必要です。
	5年固定					
	10年変動					

(注)・発行される国債の利率や募集・販売期間、お申し込みいただく金額などについては、その都度窓口にて提示しご案内します。

・国債は、預金保険・貯金保険の対象ではありません。

・国債の市場価格は、金融情勢の変化などにより変動しますので、ご売却の時期によっては、売却価格がご購入価格を下回ることもあります。

## ■ 投信窓販業務

長期にわたる資産形成にお応えするため、各種証券投資信託受益証券の窓口販売業務を行っています。

商品名	商品分類	主な投資対象	主なリスク	販売手数料	信託財産 留保額
農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド (安定運用コース) (資産形成コース)	追加型投信 (バランス)	日本および米国の 不動産・債券・株式	株価変動リスク 金利変動リスク 信用リスク 為替変動リスク REITの価格変動リスク	あり	なし
HSBC世界資産選抜 収穫コース(予想分配金提示型) 育てるコース(資産形成型)		世界各国の 債券・株式等	株価変動リスク 金利変動リスク 信用リスク 為替変動リスク	なし	あり
セゾン・バンガード・グローバルバランスファンド		日本・海外の 債券・株式	金利変動リスク 信用リスク		
JA日本債券ファンド	追加型投信 (債券)	日本の債券	金利変動リスク 信用リスク	あり	あり
Oneニッポン債券オープン		日系企業が発行する 円建ておよび 外貨建て債券	金利変動リスク 信用リスク 為替変動リスク		なし
グローバル・インカム・フルコース (為替リスク軽減型) (為替ヘッジなし)		日本を含む 世界各国の債券等	金利変動リスク 信用リスク 為替変動リスク		あり
DIAM高格付インカム・オープン(毎月決算コース)		高格付資源国の 公社債			なし
農中日経225オープン	追加型投信 (株式)	日本の株式	株価変動リスク	なし	なし
農林中金<パートナーズ>つみたてNISA日本株式 日経225		米国の株式	株価変動リスク 為替変動リスク		あり
農林中金<パートナーズ>つみたてNISA米国株式 S&P500		日本・海外の 株式中心	株価変動リスク 金利変動リスク 信用リスク 為替変動リスク		なし
セゾン資産形成の達人ファンド	追加型投信 (債券)	米国の株式	株価変動リスク 為替変動リスク	あり	なし
農林中金<パートナーズ>米国株式S&P500インデックスファンド		日本を除く 世界先進各国の株式	株価変動リスク 為替変動リスク		あり
農林中金<パートナーズ>米国株式長期厳選ファンド					なし
JA海外株式ファンド					あり
農林中金<パートナーズ>J-REITインデックスファンド(毎月分配型)	追加型投信 (不動産投信)	日本の不動産	REITの価格変動リスク	あり	あり
農林中金<パートナーズ>J-REITインデックスファンド(年1回決算型)					

(注)・詳しくは窓口にてご確認ください。

・お申し込みの際は必ず「目論見書」をご覧ください。



## ■その他のサービス業務

地域のみなさま、一般企業・団体のみなさまの幅広いニーズにお応えするため、各種サービスをご用意しています。

種 類	内 容
代理業務	日本銀行の歳入復代理店として各種歳入金の収納事務を取り扱っています。
公金取扱	地方公共団体の公金の収納事務を取り扱っています。
J Aキャッシュサービス	全国のJ A・信連・農林中央金庫、都銀、地銀、第二地銀、信用金庫、信用組合、労働金庫、ゆうちょ銀行、さらにセブン銀行ATM、イーネットATM、ローソンATMでご利用いただけます。
自動受取サービス	給与・賞与、年金、配当金などがお客さまのご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。期日忘れのご心配がなくなるほか、その都度お受取に出かけられる手間も省け、貯金口座に振り込まれた日からお利息が付きまますので大変お得です。振り込まれた資金はキャッシュカード等により必要な時にお引き出しが出来ます。
自動支払サービス	電気料、電話料、NHK放送受信料、水道料等各種公共料金のほか、クレジットカード利用代金、税金、高校授業料などをお客さまのご指定いただいた貯金口座から自動的にお支払いいたします。
給与振込サービス	毎月の給与、賞与を従業員のみなさまがご指定されるJ Aをはじめとする金融機関の預貯金口座に自動的にお振り込みいたします。給与支払事務の合理化にお役立てください。
I-NET代金回収サービス	茨城県に本店を置く金融機関が共同で、みなさまのお取引先からの集金を預貯金口座振替により代行するサービスです。集金事務の合理化にお役立てください。
クレジットカード	「J Aカード」は、国内はもちろん世界各国でご利用いただけます。また、24時間・年中無休のロードサービスが付いた「ロードアシスタンスサービス付カード」もお選びいただけます。さらに、高速道路の料金所をスムーズにキャッシュレスでご利用いただける「ETCカード」をセットすることもできます。
デビットカード	「J-Debit」のマークのある全国の加盟店で、現在お手持ちのキャッシュカードがそのまま買い物に利用できます。加盟店の端末にカードを差し込み、暗証番号を入力するだけでお支払い代金が即時にお客さまの口座から引き落とされます。
インターネットバンキング・モバイルバンキング 「J A ネットバンキング」 「法人J A ネットバンキング」	お手持ちのインターネットに接続されているパソコン、携帯電話から残高照会や振込・振替、公共料金・税金・電話料金等のお支払いの決済サービス「ペイジー」がご利用いただけます。

(注) 詳しくは、窓口にてご確認ください。



# 各種手数料一覧

■内国為替の取扱手数料 ※各手数料は、令和元年6月30日現在。税抜で表示しています。

□窓口取引による手数料

種 類	3万円未満（1件につき）	3万円以上（1件につき）		
送 金 手 数 料	系統金融機関あて	400円	400円	
	他金融機関あて	600円	600円	
振 込 手 数 料	同一店内あて	100円	300円	
	系統金融機関あて	200円	400円	
	他金融機関あて	電信扱	500円	700円
		文書扱	400円	600円
代 金 取 立 手 数 料	同一手形交換所内	1通につき	200円	
	系統金融機関あて	1通につき	400円	
	他金融機関あて	普通扱	1通につき	600円
		至急扱	1通につき	800円
交 換 代 手 手 数 料	他金融機関あて	1通につき	400円	
そ の 他 諸 手 数 料	送金・振込の組戻料	1件につき	600円	
	不渡手形返却料	1通につき	600円	
	取立手形組戻料	1通につき	600円	
	取立手形店頭呈示料	1通につき	600円	
	ただし、600円を超える取立費用を要する場合は、その実費を申し受けます。			

□ファームバンキング・ホームバンキング取引による手数料

月額基本料	3,000円/月			
振 込 手 数 料	自店内	県内系統あて	県外系統あて	他金融機関あて
3万円未満	無 料	100円	200円	200円
3万円以上	無 料	200円	300円	400円
振 替 手 数 料	無 料			

□J A ネットバンキング取引による手数料

月額基本料	無 料			
振 込 手 数 料	自店内	県内系統あて	県外系統あて	他金融機関あて
3万円未満	無 料	100円	200円	200円
3万円以上	無 料	200円	300円	400円
振 替 手 数 料	無 料			

(注)・J A ネットバンキング：個人向けインターネットバンキング

□法人J A ネットバンキング取引による手数料

月額基本料	基本サービス 1,000円/月 基本サービス+データ伝送サービス 3,000円/月			
振 込 手 数 料 総 合 振 込 手 数 料	自店内	県内系統あて	県外系統あて	他金融機関あて
3万円未満	無 料	100円	200円	200円
3万円以上	無 料	200円	200円	400円
給 与 ・ 賞 与 振 込 手 数 料	自店内	県内系統あて	県外系統あて	他金融機関あて
1件あたり	無 料	100円	100円	300円

(注)・法人J A ネットバンキング：法人・個人事業主向けインターネットバンキング

- ・基本サービス：残高照会・入出金明細照会・振込・振替・ペイジー払込
- ・データ伝送サービス：総合振込・給与賞与振込・口座振替・取引状況照会

□J A バンクでんさいサービス取引による手数料

月額基本料	法人ネットバンクと一体とし、単独では無料			
取 引 手 数 料	自店内	系統あて	他金融機関あて	
記 録 請 求 等 手 数 料	発生記録手数料	300円	500円	
	譲渡記録手数料	150円	300円	
	分割記録手数料	300円	500円	
保証記録手数料（単独保証） 支払等記録手数料 変更記録手数料	300円			
通常開示手数料	無 料			

(注)・でんさいサービスは、法人J A ネットバンキングを利用した場合です。なお、本サービスの利用には、法人J A ネットバンキングの契約が必要です。

- ・でんさいサービスの各記録請求を店頭窓口で依頼する場合は、窓口代行手数料として一律1,000円となります。
- ・でんさいサービスに係る手数料等については、窓口までお問い合わせください。

## □自動化機器取引による手数料

振込手数料	自店内	県内系統あて	県外系統あて	他金融機関あて
3万円未満	無料	100円	200円	300円
3万円以上	無料	200円	300円	500円

## □定時自動送金取引による手数料

振込手数料	自店内	県内系統あて	県外系統あて	他金融機関あて
3万円未満	無料	100円	200円	200円
3万円以上	無料	200円	300円	400円

(注)・定時自動送金には別途口座振替手数料が50円かかります。

## □総合振込 (FD・MT・データ伝送による) 取引による手数料

振込手数料	自店内	県内系統あて	県外系統あて	他金融機関あて
1件当たり	無料	200円	200円	400円

## ■ATM利用手数料

□JAバンクのATMを利用する場合  
(当会・県内JA・県外JAキャッシュカード利用の場合)

区分	ご利用時間	お引出し取引	ご入金取引
平日	8:00～8:45	無料	無料
	8:45～18:00	無料	無料
	18:00～21:00	無料	無料
土曜日	8:00～8:45	無料	無料
	8:45～14:00	無料	無料
	14:00～21:00	無料	無料
日曜・祝日	8:00～21:00	無料	無料

## (他金融機関キャッシュカード利用の場合)

区分	ご利用時間	お引出し取引		
		他金融機関 キャッシュカード	うち三菱UFJ銀行 キャッシュカード	うちJFマリンバンク キャッシュカード
平日	8:00～9:00	100円	100円(8:00～8:45)	無料
	9:00～18:00	100円	無料(8:45～18:00)	無料
	18:00～21:00	200円	100円	無料
土曜日	8:00～9:00	200円	100円	無料
	9:00～14:00	100円	100円	無料
	14:00～21:00	200円	100円	無料
日曜・祝日	8:00～21:00	200円	100円	無料

## □JAバンクのキャッシュカードにより、ゆうちょ銀行・セブン銀行ATM・コンビニATMを利用する場合

区分	ご利用時間	お引出し取引			ご入金取引		
		ゆうちょ銀行 ATM	セブン銀行 ATM	イーネットATM ローソンATM	ゆうちょ銀行 ATM	セブン銀行 ATM	イーネットATM ローソンATM
平日	8:00～8:45	200円	100円	100円	100円	100円	100円
	8:45～18:00	100円	無料	無料	100円	無料	無料
	18:00～21:00	200円	100円	100円	100円	100円	100円
土曜日	8:00～9:00	200円	100円	100円	100円	100円	100円
	9:00～14:00	100円	無料	無料	100円	無料	無料
	14:00～21:00	200円	100円	100円	100円	100円	100円
日曜・祝日	8:00～21:00	200円	100円	100円	100円	100円	100円

## ■円貨両替手数料

両替枚数	金額
1枚～100枚	無料
101枚～1,000枚	300円
1,001枚以上	600円(1,000枚毎300円加算)

## ■大口両替手数料

麻袋	金額
50本まで	10,000円
50本以上	1本毎300円加算

(注)・両替枚数は、持参現金の合計枚数が受け取る合計枚数のいずれが多い方の枚数とします。ただし、次の取引については無料となります。  
 ・同一金種の新券への交換 ・損券・損貨の交換 ・記念硬貨の交換

## ■その他の諸手数料

項目	料金基準	金額
自己宛小切手発行手数料	1枚につき	500円
手形帳交付手数料	1冊(50枚)につき	800円
小切手帳交付手数料	1冊(50枚)につき	600円
通帳・証書再発行手数料	1冊につき	1,000円
キャッシュカード再発行手数料	1枚につき	1,000円
ICキャッシュカード再発行手数料	1枚につき	1,000円
クレジット一体型ICキャッシュカード再発行手数料	1枚につき	500円
残高証明書等発行手数料	1通につき	500円
地方公共団体税金納付取次手数料	1枚につき	500円
国債口座管理手数料	1ヶ月につき	100円
個人情報開示等にかかる事務手数料		
個人情報の利用目的の通知	1件につき	無料
氏名・住所・生年月日・電話番号等の基本的項目	1件につき	1,000円
基本的項目以外	1件につき	4,000円

## ■自動化機器の設置状況 (平成31年3月31日現在)

## □オンラインサービスの営業時間

区分	県内ネット	全国ネット	ゆうちょ銀行	セブン銀行	イーネットローソン
平日	8:45～19:00		8:00～21:00		
土曜・日曜・祝日	8:45～17:00		8:00～21:00		

(注)・県内ネット休止日 原則1月3日および5月4日  
 ・ご利用時間については、ATMの機種等によって異なりますので、詳しくはお近くのJA・当会へおたずねください。

## □ATM県内設置台数

当会	1
JA	222
計	223

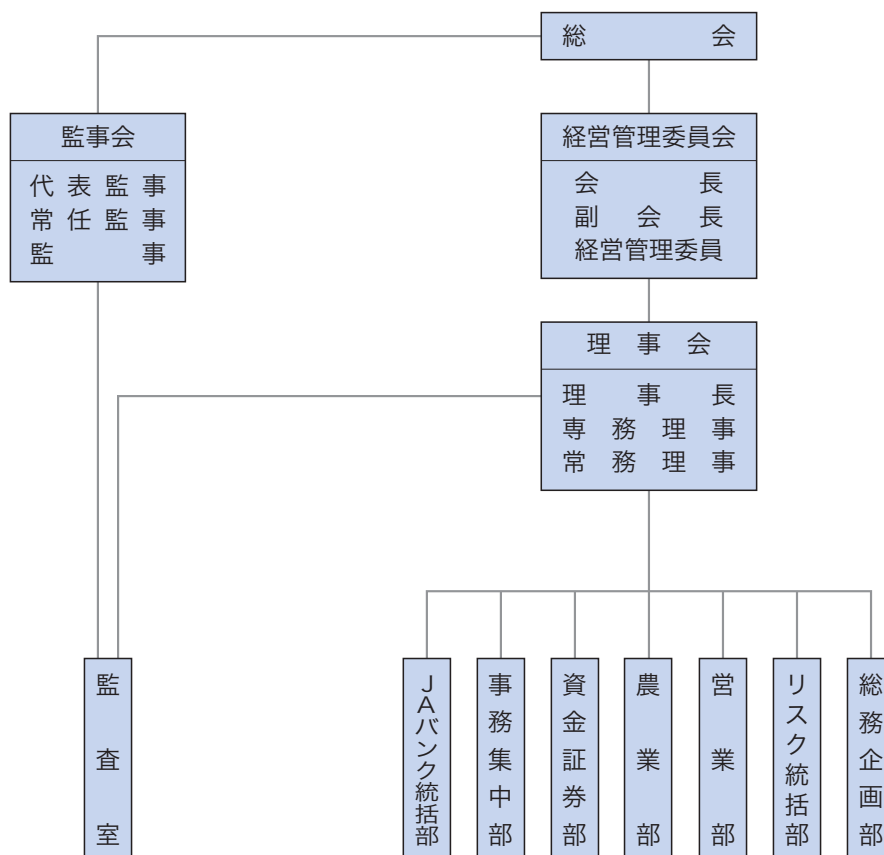
土曜日稼働	日曜日稼働	祝日稼働	年末稼働
220台	220台	220台	198台



# 組織と機構

## ■機構図

(令和元年6月30日現在)



## ■役員

(令和元年6月30日現在)

経営管理委員	経営管理委員会会長	佐野 治	理 事	代表理事理事長	阿内 高志
	経営管理委員会副会長	塚本 治男		代表理事専務	岡田 勝
	経営管理委員	木村 透		常務理事	矢口 俊一
	経営管理委員	関根 芳朗	監 事	代表監事	横田 伊佐夫
	経営管理委員	安藤 昌義		常任監事	神立 通雄
	経営管理委員	池田 正		員外監事	田崎 昇
	経営管理委員	秋山 豊			

## ■職員数

(単位：人)

区 分	平成29年度末	平成30年度末
男 子	85	83
女 子	37	36
合 計	122	119

## ■店 舗

店舗名	所 在 地	代表電話番号
本 店	水戸市梅香1丁目1番4号	029-232-2015

## ■会員数

(単位：会員数)

区 分	平成29年度末	平成30年度末
正 会 員	36	33
准 会 員	135	132
合 計	171	165

## ■特定信用事業代理業者に関する事項

該当する取引はありません。

## ■子会社等の状況

名 称	(株)茨城県農協電算センター	決 算 日	平成31年3月31日
所 在 地	水戸市小吹町2461-1	経 常 収 益	1,445百万円
設 立 年 月 日	昭和54年1月9日	税 引 前 当 期 利 益	46百万円
資 本 金	80百万円	当 期 純 利 益	30百万円
当 会 議 決 権 比 率	25.9%	総 資 産	1,341百万円
業 務 内 容	電算機による事務の受託	純 資 産	740百万円

関連法人である株式会社茨城県農協電算センターにおいては、平成30年度は、中期3か年経営計画（平成28年度～平成30年度）の最終年度にあたり、①地域の事業システム構築とシステム安定運行、②JA・連合会等へのシステム展開・サービス提供、③地域センターとしての機能・体制整備の3項目の基本方針に基づき、JAグループ茨城の情報処理部門の中核として、中央会ならびに各連合会と連携して総合情報システム、地域信用事業システムの安定運行と維持管理に取り組みました。

平成30年度の重点事項である拡張ネットワークの更改について、計画どおり当該ネットワーク機器の切替作業を完了しました。また、JA合併についても各部門が協調し作業を進め、2月1日発足の合併処理を予定通り実施しました。

信用事業システムは、本会と連携・協調し、JAからの問い合わせ対応、事務指導・研修を中心としたJASTEM対応や、地域システムの維持管理を実施しました。また、JASTEMシステム基盤更改にかかる対応として、本会と連携しプロジェクト体制のもと、計画どおり10月に本番移行が完了しました。

IT推進部門においては、JAのOA端末機や経済・管理端末機調達の安全性・信頼性確保と利便性を考慮した機器総合サービス（端末レンタルサービス）について、セキュリティ対策を施したOA端末の導入推進を進めています。また、JAの事務堅確化・効率化支援の一環として、出退勤管理システムを初めとするグループウェアの導入支援を継続して実施しました。引き続き、外部からの悪意のある攻撃によるウイルス感染や情報流出に対応するため、JAへの情報セキュリティ対策としては、新たに2JAに対し、組織的なセキュリティ対策の導入支援を実施しました。さらに、今後課題となる端末機のOS管理について、システムの安定稼働や端末のセキュリティ強化を目的に、Windows 10対応にかかる配信管理システムを構築し、2月に稼働しました。

なお、当年度の当期純利益は、前期比15百万円増の30百万円を計上しました。

# 沿革

- 1918年(大正 7年) ■当会の前身 保証責任茨城県信用組合連合会設立 (大正13年に解散)  
 1924年(大正13年) ■保証責任茨城県信用販売購買利用組合連合会と改組 (昭和19年に解散)
- 
- 1944年(昭和19年) ■茨城県農業会と改組 (昭和23年に解散)  
 1948年(昭和23年) ■茨城県信用農業協同組合連合会設立 ●初 代会長に岡田瀧栄氏就任  
 1954年(昭和29年) ■農林漁業金融公庫の受託業務取扱開始 ●第2代会長に細田 武氏就任  
 1960年(昭和35年) ■県下 J A 貯金100億円達成  
 1961年(昭和36年) ■信連貯金100億円達成  
 1963年(昭和38年) ■住宅金融公庫の受託業務取扱開始 ●第3代会長に小栗 晃氏就任  
 1966年(昭和41年) ■本所を所在地 (茨城県 J A 会館・水戸市梅香1-1-4) に新築移転  
 1967年(昭和42年) ■県下 J A 貯金500億円達成  
 1969年(昭和44年) ■信連貯金500億円達成 ●第4代会長に鯉淵丈男氏就任  
 1970年(昭和45年) ■県下 J A 貯金1,000億円達成  
 1971年(昭和46年) ■茨城県公金収納事務取扱開始  
 1972年(昭和47年) ■信連貯金1,000億円達成  
 1976年(昭和51年) ■県下 J A 貯金3,000億円達成  
 1978年(昭和53年) ●第5代会長に外岡佐近氏就任  
 1979年(昭和54年) ■(株)茨城県農協電算センター設立  
 全国銀行内国為替制度加盟 (当会)  
 1980年(昭和55年) ■信連貯金3,000億円達成  
 信連事務センター竣工 (水戸市小吹町)  
 1981年(昭和56年) ■茨城県 J A 信用事業オンラインシステム (第1次) 稼働  
 県下 J A 貯金5,000億円達成  
 1982年(昭和57年) ■県内 J A 貯金ネットサービス開始  
 1983年(昭和58年) ■協同カード取扱開始  
 1984年(昭和59年) ■全国銀行内国為替制度加盟 (全 J A 全店舗)  
 県下 J A 貯金7,000億円達成  
 信連貯金5,000億円達成  
 1985年(昭和60年) ■全国 J A 貯金ネットサービス開始  
 1986年(昭和61年) ■茨城県コープエイド設立  
 国債の窓口販売業務取扱開始 (農林中央金庫業務代理)  
 1987年(昭和62年) ■常陽銀行・関東銀行と C D 提携  
 信連貯金7,000億円達成  
 1988年(昭和63年) ■茨城県 J A 信用事業オンライン新システム (第2次) 稼働 (情報系)
- 
- 1989年(平成 元年) ■県内12金融機関による I-NET 資金サービス取扱開始 ●第6代会長に本橋 元氏就任  
 I-NET キャッシュサービス取扱開始  
 県下 J A 貯金1兆円達成  
 1990年(平成 2年) ■業態間 C D オンライン提携開始  
 1991年(平成 3年) ■日銀歳入金等窓口受入事務取扱開始  
 1992年(平成 4年) ■ J A 宣言 (農協の愛称「 J A 」の使用開始)  
 1993年(平成 5年) ■経営改善計画スタート  
 1994年(平成 6年) ■茨城県農協総合情報センター竣工  
 国債等窓口販売業務を自己業務として取扱開始  
 茨城県 J A 信用事業オンライン新システム (第3次) 稼働  
 1995年(平成 7年) ■県北・鹿行・県南・県西の各支所を廃止し、新たにつくば支店を設置  
 第4次全銀為替システム稼働  
 1997年(平成 9年) ■会内 L A N システム稼働  
 1998年(平成10年) ■早期是正措置導入に伴う自己資本比率 (修正国内基準) は11.69%となる (平成9年度)。  
 当会創立50周年  
 J A 金融部門の愛称「 J A バンク 」の使用開始

- 1999年(平成11年) ■ 2次に亘る経営改善計画が終了(平成10年度) ● 第7代会長に前島雅光氏就任  
「効率化信連」に向けた取組として「21世紀プロジェクト」を発足  
投資信託の窓口販売業務取扱開始
- 2000年(平成12年) ■ デビットカードサービス開始  
ローン審査センター設置
- 2001年(平成13年) ■ ホームページ開設  
「21世紀プロジェクト」における第I期中期経営計画スタート  
バックオフィスセンター設置  
JAネットバンク(インターネットバンキング)取扱開始  
系統イントラネットシステム稼働  
県下JA貯金1兆2,000億円達成
- 2002年(平成14年) ■ JAバンク基本方針に基づく「JAバンクシステム」稼働  
ローン管理センター設置
- 2003年(平成15年) ■ 「経営刷新方策」の制定  
全国系統信用事業統一システム「JASTEMシステム」へ移行  
第5次全銀為替システム稼働  
第II期中期経営計画の策定
- 2004年(平成16年) ■ 「21世紀プロジェクト」における第II期中期経営計画スタート  
ローン営業センター設置  
ローンセンター総合システム稼働
- 2005年(平成17年) ■ JA農業担い手金融支援センター設置 ● 第8代会長に高橋 宏氏就任  
茨城県コープエイド解散・系統債権管理回収機構(株)茨城営業所開所  
つくば支店統廃合
- 2006年(平成18年) ■ 第III期中期経営計画の策定  
生体認証付ICキャッシュカード発行開始
- 2007年(平成19年) ■ 「21世紀プロジェクト」における第III期中期経営計画スタート  
全JA全店舗、水戸手形交換所加盟
- 2008年(平成20年) ■ 当会創立60周年 ● 第9代会長に澤田正彦氏就任  
茨城エコ事業所登録(AAA認定)
- 2009年(平成21年) ■ 県下JA貯金1兆5,000億円達成  
中期経営計画(平成22年度~平成24年度)の策定
- 2010年(平成22年) ■ ローンセンター審査システム更改
- 2011年(平成23年) ■ JASTEM新システム稼働 ● 第10代会長に加倉井豊邦氏就任  
系統債権管理回収機構(株)茨城営業所閉鎖  
債権管理センター、年金センター設置  
東日本大震災にかかる系統災害資金創設  
日本銀行の被災地金融機関支援オペレーション対応  
第6次全銀為替システム稼働
- 2012年(平成24年) ■ 中期経営計画(平成25年度~平成27年度)の策定
- 2013年(平成25年) ■ コンビニATM2社(イーネット、ローソン)とATM提携開始
- 2014年(平成26年) ■ 法人JAネットバンク(インターネットバンキング)の取扱開始
- 2015年(平成27年) ■ 経営革新等支援機関の認定  
第1回「窓口担当者ロールプレイング大会」の開催  
中期経営計画(平成28年度~平成30年度)の策定
- 2016年(平成28年) ■ JAグループ茨城県域企画応援事業の実施  
「JAグループ茨城農畜産物商談会」の開催  
現場力強化センター設置
- 2017年(平成29年) ■ 県下JA貯金1兆8,000億円達成 ● 第11代会長に佐野 治氏就任  
移動店舗車導入(JA常陸)
- 2018年(平成30年) ■ 当会創立70周年  
中期経営計画(2019年度~2021年度)の策定  
事務合理化センター設置



# 県下JA一覧

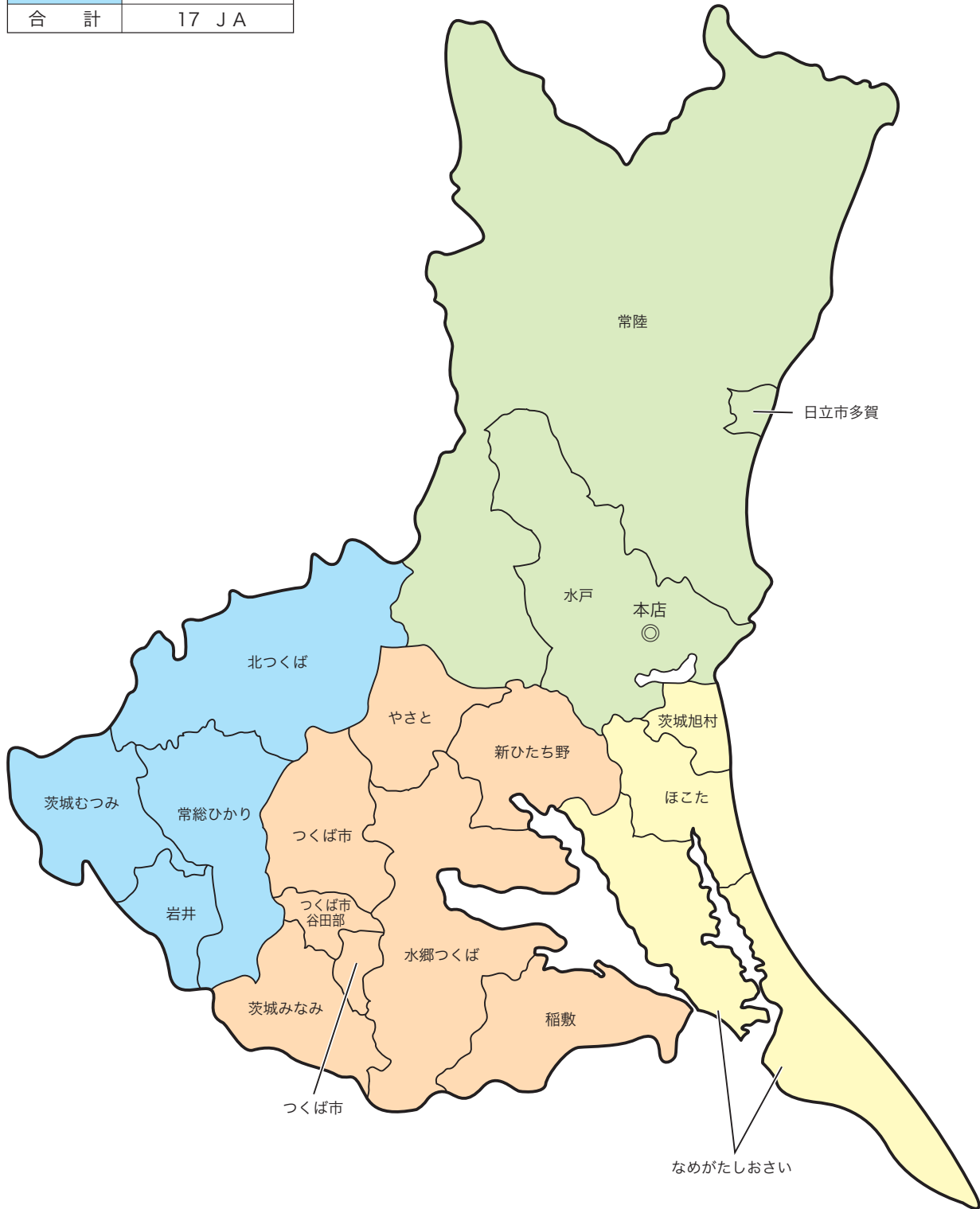
(令和元年6月30日現在)

J A 名	郵便番号	住 所	電話番号	店舗数
水 戸	311-4141	水戸市赤塚2-27	029-254-5116	13
常 陸	313-0013	常陸太田市山下町3889	0294-72-9128	34
日 立 市 多 賀	316-0003	日立市多賀町1-12-10	0294-33-0048	2
茨 城 旭 村	311-1415	鉾田市造谷1379-18	0291-37-0111	1
ほ こ た	311-1504	鉾田市安房1654-3	0291-33-5343	3
な め が た し お さ い	314-0148	神栖市深芝2752-5	0299-93-5510	9
稲 敷	300-0504	稲敷市江戸崎甲3016-3	029-892-6643	4
水 郷 つ く ば	300-0048	土浦市田中1-1-4	029-822-0537	14
つ く ば 市	305-0027	つくば市東岡335	029-857-3112	7
つ く ば 市 谷 田 部	305-0861	つくば市谷田部2074-1	029-836-0351	6
茨 城 み な み	300-1537	取手市毛有111	0297-63-2209	8
や さ と	315-0116	石岡市柿岡3236-6	0299-43-1101	3
新 ひ た ち 野	315-0035	石岡市南台3-21-14	0299-56-5800	5
北 つ く ば	308-0051	筑西市岡芹2222	0296-25-6612	11
常 総 ひ か り	304-0814	下妻市宗道2028	0296-30-1213	7
茨 城 む つ み	306-0404	猿島郡境町長井戸23	0280-87-5170	10
岩 井	306-0631	坂東市岩井2229	0297-35-1464	8
合 計				145

■ J Aグループ茨城エリアマップ (令和元年6月30日現在)

地区名	地区別 J A 数
県北	3 J A
鹿行	3 J A
県南	7 J A
県西	4 J A
合計	17 J A

◎信連本店所在地



# 資料編

## CONTENTS

### 経営状況に関する事項

財務諸表	貸借対照表	40
	損益計算書	41
	剰余金処分計算書	42
	キャッシュ・フロー計算書	44
	注記表	45
経営諸指標	最近の5事業年度の主要な経営指標	53
	利益総括表	53
	資金運用収支の内訳	53
	受取・支払利息の増減額	54
	利益率	54
	貯貸率・貯証率	54
貯金業務	科目別貯金平均残高	55
	金利条件別定期貯金残高	55
貸出業務	科目別貸出金平均残高	56
	金利条件別貸出金残高	56
	担保の種類別貸出金残高	56
	担保の種類別債務保証見返り残高	56
	使途別貸出金残高	56
	業種別貸出金残高	57
	主要な農業関係の貸出金残高	57
	貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	58
	貸出金償却の額	58
	リスク管理債権の状況	58
	金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	59
	元本補填契約のある信託にかかる貸出金のリスク管理債権の状況	59
有価証券業務	種類別有価証券平均残高	60
	商品有価証券種類別平均残高	60
	有価証券残存期間別残高	60
有価証券の時価情報等	有価証券	61
	金銭の信託	62
	デリバティブ取引	62
	金融等デリバティブ取引	62
	有価証券店頭デリバティブ取引	62
受託・為替業務等	受託貸付金残高	63
	内国為替の取扱実績	63
	公共債等の窓口販売実績	63

### 自己資本の充実の状況に関する事項

1	自己資本の状況	64
2	信用リスクに関する事項	67
3	信用リスク削減手法に関する事項	71
4	派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項	72
5	証券化エクスポージャーに関する事項	73
6	オペレーショナル・リスクに関する事項	75
7	出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	75
8	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	76
9	金利リスクに関する事項	77

### 役員等の報酬体系

役員等の報酬体系	80
----------	----

## 財務諸表

## ■ 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	平成29年度 (平成30年3月31日現在)	平成30年度 (平成31年3月31日現在)	科目	平成29年度 (平成30年3月31日現在)	平成30年度 (平成31年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	1,106	2,450	貯金	1,512,690	1,516,494
預け金	1,019,797	1,003,445	当座貯金	25,822	25,405
系統預け金	1,018,476	1,001,399	普通貯金	9,883	10,511
系統外預け金	1,320	2,045	貯蓄貯金	1	1
買入金銭債権	232	183	通知貯金	2,825	1,215
金銭の信託	12,152	15,750	別段貯金	312	231
有価証券	390,090	449,874	定期貯金	1,473,778	1,479,057
国債	117,717	147,973	定期積金	67	71
地方債	106,314	104,791	債券貸借取引受入担保金	5,763	25,885
政府保証債	5,471	4,601	借入金	77,439	101,400
金融債	3,303	—	代理業務勘定	24	10
社債	51,979	50,438	その他負債	2,892	3,400
外国証券	5,212	14,148	貸付留保金	466	—
株式	3,423	3,649	未払法人税等	339	199
受益証券	96,557	124,124	貯金利子税その他	0	0
投資証券	112	147	従業員預り金	261	262
貸出金	209,912	202,543	金融派生商品負債	3	3
手形貸付	12,500	12,594	仮受金	180	1,343
証書貸付	131,544	140,096	その他の負債	9	9
当座貸越	4,926	5,409	未払費用	1,585	1,527
金融機関貸付	60,941	44,442	前受収益	1	1
その他資産	1,076	1,702	約定取引未決済借	5	12
従業員貸付金	5	4	未決済為替借	40	40
差入保証金	81	81	諸引当金	5,478	5,446
仮払金	119	104	相互援助積立金	4,281	4,335
その他の資産	94	143	賞与引当金	44	43
未収収益	763	1,221	退職給付引当金	1,145	1,054
前払費用	0	—	役員退職慰勞引当金	7	12
約定取引未決済貸	10	142	繰延税金負債	3,660	4,835
未決済為替貸	2	4	債務保証	1,579	1,487
有形固定資産	257	306	負債の部合計	1,609,529	1,658,960
建物	141	167	(純資産の部)		
土地	101	113	出資金	25,549	25,549
建設仮勘定	1	4	利益剰余金	43,596	44,591
その他の有形固定資産	13	20	利益準備金	19,685	20,085
無形固定資産	21	64	その他利益剰余金	23,910	24,505
ソフトウェア	14	57	リスク管理積立金	—	300
その他の無形固定資産	6	6	信用事業体制確立積立金	900	690
外部出資	57,354	68,904	信用事業基盤確立積立金	782	564
系統出資	56,513	68,063	信用事業店舗再配置促進積立金	965	704
系統外出資	819	819	農林年金特別業務積立金	188	188
子会社等出資	20	20	特別積立金	18,043	18,343
債務保証見返	1,579	1,487	当期末処分剰余金	3,030	3,713
貸倒引当金	△ 2,949	△ 2,866	(うち当期剰余金)	(1,815)	(1,927)
			会員資本合計	69,145	70,140
			その他有価証券評価差額金	11,957	14,745
			評価・換算差額等合計	11,957	14,745
			純資産の部合計	81,102	84,885
資産の部合計	1,690,632	1,743,846	負債及び純資産の部合計	1,690,632	1,743,846



## ■ 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成29年度 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)	平成30年度 (平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)
経常収益	15,277	15,610
資金運用収益	12,272	12,831
貸出金利息	1,801	1,912
預け金利息	139	100
有価証券利息配当金	4,140	4,019
その他受入利息	6,190	6,798
(うち受取奨励金)	(5,538)	(6,118)
(うち受取特別配当金)	(646)	(675)
役務取引等収益	1,106	1,070
受入為替手数料	11	11
その他の受入手数料	1,094	1,059
その他事業収益	1,114	1,176
受取助成金	5	7
国債等債券売却益	439	363
国債等債券償還益	62	203
金融派生商品収益	5	—
その他の事業収益	602	602
その他経常収益	784	532
貸倒引当金戻入益	—	83
株式等売却益	482	63
金銭の信託運用益	257	349
その他の経常収益	44	35
経常費用	12,810	13,090
資金調達費用	8,808	9,646
貯金利息	241	195
借入金利息	160	160
債券貸借取引支払利息	0	0
その他支払利息	8,406	9,290
(うち支払奨励金)	(8,398)	(9,282)
役務取引等費用	1,168	1,148
支払為替手数料	7	7
その他の支払手数料	1,155	1,135
その他の役務取引等費用	5	4
その他事業費用	340	195
国債等債券売却損	166	167
国債等債券償還損	173	—
金融派生商品費用	—	28
経費	1,824	1,851
人件費	956	971
物件費	800	801
税金	67	79
その他経常費用	667	246
貸倒引当金繰入額	564	—
相互援助積立金繰入額	51	54
株式売却損	—	106
金銭の信託運用損	42	81
その他の経常費用	9	5
経常利益	2,467	2,520

特別利益	—	0
その他の特別利益	—	0
特別損失	0	—
固定資産処分損	0	—
税引前当期利益	2,467	2,520
法人税、住民税及び事業税	634	560
法人税等調整額	17	33
法人税等合計	651	593
当期剰余金	1,815	1,927
当期首繰越剰余金	1,080	1,098
信用事業体制確立積立金取崩額	100	210
信用事業基盤確立積立金取崩額	—	217
信用事業店舗再配置促進積立金取崩額	34	260
当期末処分剰余金	3,030	3,713

## ■剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	平成29年度	平成30年度
1 当期末処分剰余金	3,030	3,713
2 任意積立金取崩額	—	1,959
(1) 信用事業体制確立積立金	—	690
(2) 信用事業基盤確立積立金	—	564
(3) 信用事業店舗再配置促進積立金	—	704
計	3,030	5,673
3 剰余金処分額	1,932	4,106
(1) 利益準備金	400	400
(2) 任意積立金	600	2,759
リスク管理積立金	300	2,459
特別積立金	300	300
(3) 出資配当金	510	510
普通出資に対する配当金	510	510
(4) 事業分量配当金	421	435
4 次期繰越剰余金	1,098	1,567

- 出資金の配当率 年2.0%
- 事業の利用分量に対する配当金の分配の基準  
信用事業を営む総合農協および総合農協以外の正・准会員における1か年以上の定期貯金の平均残高（中途解約を除く）から、同貯金の担保差し入れ期間に対応する平均残高および当座貸越平均残高を控除した額に対し、特別配当として年0.030%。
- 任意積立金取崩額の取崩は次のとおりです。  
信用事業体制確立積立金等の積立金は、その積立目的は終了したことから、目的外取崩として取り崩すものです。
- 任意積立金のうち目的積立金の種類、積立目的、取崩基準、積立目標額等は次のとおりです。

(単位：百万円)

種 類	積立目的および取崩基準	積立目標額
リスク管理積立金	安定的還元に資するための運用資産増強にあたり、予測しがたい諸リスクに備えて積み立てます。 経営管理委員会の決議に基づき、上記目的に照らして必要な額を取り崩します。	3,000
信用事業体制確立積立金	JAグループ茨城本支店体制整備方針のもと「信用事業としてのあるべき店舗像（体制・機能）」に基づく本支店（所）の体制確立に資する奨励金の支出に備えて積み立てます。 JAバンク茨城県本部委員会の審議および経営管理委員会の決議に基づき、上記目的に照らして必要な額を取り崩します。	1,000

種 類	積立目的および取崩基準	積立目標額
信用事業基盤確立積立金	<p>組織再編の完結とＪＡバンク茨城の事業基盤を確立し、事業のさらなる伸長に資するため、ＪＡが合併を実施した場合の奨励措置に備えて積み立てます。</p> <p>経営管理委員会の決議に基づき、上記目的に照らして必要な額を取り崩します。</p>	1,000
信用事業店舗再配置促進積立金	<p>本支店体制整備の着実な実践により、ＪＡバンク茨城の事業基盤を確立し、事業のさらなる伸長に資するため、ＪＡが信用事業店舗を再構築するにあたり、廃止した信用事業店舗の土地・建物にかかる減損処理をした場合の奨励措置に備えて積み立てます。</p> <p>経営管理委員会の決議に基づき、上記目的に照らして必要な額を取り崩します。</p>	1,000
農林年金特例業務負担積立金	<p>農林年金制度完了に伴う将来の特例業務負担金の一括費用処理に備えて積み立てます。</p> <p>経営管理委員会の決議に基づき、上記目的に照らして必要な額を取り崩します。</p>	188

## ■キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成29年度 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)		平成30年度 (平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)	
1 事業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期利益		2,467		2,520
減価償却費		43		29
貸倒引当金の増減額 (△は減少)		564		△ 83
退職給付引当金の増減額 (△は減少)		△ 47		△ 91
その他の引当金・積立金の増減額 (△は減少)		45		58
資金運用収益		△ 12,272		△ 12,831
資金調達費用		8,808		9,646
有価証券関係損益(△は益)		△ 365		79
金銭の信託の運用損益(△は益)		△ 214		△ 268
固定資産処分損益(△は益)		△ 0		-
貸出金の純増(△)減		△ 45,620		7,369
預け金の純増(△)減		△ 21,050		△ 9,000
貯金の純増減(△)		88,385		3,803
借入金の純増減(△)		15,100		29,200
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)		△ 2,535		20,122
コールローン等の純増(△)減		67		48
資金運用による収入		12,578		12,702
資金調達による支出		△ 8,741		△ 9,685
事業分量配当金の支払額		△ 397		△ 421
その他		332		652
小計		37,148		53,852
法人税等の支払額		△ 1,094		△ 700
事業活動によるキャッシュ・フロー		36,054		53,151
2 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△ 115,640		△ 177,693
有価証券の売却による収入		43,969		95,878
有価証券の償還による収入		33,331		25,107
金銭の信託の増加による支出		△ 3,186		△ 5,000
金銭の信託の減少による収入		3,957		1,969
固定資産の取得による支出		△ 3		△ 121
外部出資による支出		-		△ 11,550
外部出資の売却による収入		-		0
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 37,571		△ 71,409
3 財務活動によるキャッシュ・フロー				
劣後特約付借入金の返済による支出		-		△ 5,239
出資金の払戻しによる支出		△ 0		-
出資配当金の支払額		△ 510		△ 510
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 510		△ 5,749
4 現金及び現金同等物の増加額 (又は減少額)		△ 2,028		△ 24,007
5 現金及び現金同等物の期首残高		78,615		76,587
6 現金及び現金同等物の期末残高		76,587		52,580



## 注記表

## 平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）

## 1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
- ・ 売買目的有価証券……時価法（売却原価は移動平均法により算定）
  - ・ 関連法人等株式……原価法（売却原価は移動平均法により算定）
  - ・ その他有価証券
    - 時価のあるもの……原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
    - 時価を把握することが極めて困難と認められるもの……原価法（売却原価は移動平均法により算定）
- なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しています。
- また、主な耐用年数は次のとおりです。
- |     |        |
|-----|--------|
| 建 物 | 8年～50年 |
| その他 | 4年～30年 |
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
- (7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (8) 引当金の計上方法
- ① 貸倒引当金  
貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。
- 正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、貸倒実績率等に基づき算定した額を計上しています。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。
- すべての債権は、「自己査定要領」に基づき、資産の実行部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した監査部門が査定結果を監査しています。
- ② 賞与引当金  
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。
- ③ 退職給付引当金  
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
- ④ 役員退職慰労引当金  
役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。
- (9) 消費税等の会計処理  
消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっています。
- ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。
- （追加情報）  
『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当年度から適用しています。

## 2 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,566百万円です。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として自動車、パソコンおよびその他業務用機器があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。
- |              | 1年以内  | 1年超   | 合計    |
|--------------|-------|-------|-------|
| オペレーティング・リース | 29百万円 | 39百万円 | 69百万円 |
- (3) 担保に供している資産は次のとおりです。
- 担保に供している資産
- |       |           |
|-------|-----------|
| 系統預け金 | 20,000百万円 |
| 有価証券  | 25,958百万円 |
- 担保資産に対応する債務
- |             |           |
|-------------|-----------|
| 手形借入金       | 19,660百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 25,885百万円 |
- 上記のほか、為替決済にかかる担保として系統預け金55,000百万円、収納代理等にかかる担保として系統外預け金11百万円、先物取引証拠金等の代用として有価証券1,097百万円を差し入れています。
- (4) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に25,525百万円含まれています。
- (5) 子会社等に対する金銭債権はありません。
- (6) 子会社等に対する金銭債務の総額は503百万円です。
- (7) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権はありません。
- (8) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債務はありません。
- (9) 貸出金のうち、破綻先債権はありません。延滞債権額は5,118百万円です。
- なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- (10) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。
- なお、3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。
- (11) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権は10百万円です。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものです。
- (12) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は5,129百万円です。
- なお、(8)から(11)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (13) 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、33,198百万円です。
- (14) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金11,550百万円が含まれています。
- (15) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金15,440百万円が含まれています。

## 3 損益計算書に関する事項

- (1) 子会社等との取引による収益総額 24百万円
- |              |       |
|--------------|-------|
| うち事業取引高      | 24百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | －百万円  |
- (2) 子会社等との取引による費用総額 339百万円
- |              |        |
|--------------|--------|
| うち事業取引高      | 339百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | －百万円   |

## 平成30年度 (平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

## 4 金融商品に関する事項

## (1) 金融商品の状況に関する事項

## ①金融商品に対する取組方針

当会は、茨城県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

## ②金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（および個人）に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、純投資目的（その他目的）で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金、農林中央金庫から借り入れた日銀成長基盤強化支援資金および自己資本増強の一環として会員である地元のJAから借り入れた永久劣後特約付借入金です。

劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上認められているものですが、その劣後特約が付されていない借入金よりも高い金利設定となっています。

デリバティブ取引には、ALMの一環で行っている金利スワップ取引があり、金利の変動リスクに晒されています。

## ③金融商品に係るリスク管理体制

## a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、営業部のほかリスク統括部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っています。さらに、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクおよびデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

## b 市場リスクの管理

(a) 当会では、「金利リスク」を含む市場リスクを極めて重要な収益源と位置づけ、主体的にリスクテイクを行うことにより、効率的な市場ポートフォリオを構築し、安定的な収益の確保を目指しています。

リスクテイクを行うにあたっては、市場ポートフォリオのリスク量、各アセットクラス間の相関等を踏まえ、市場ポートフォリオ全体のリスクバランスに配慮した分散投資を基本とし、財務の状況、市場環境等に応じて、アロケーションを行っています。

また、内部牽制の強化を目的として、取引実施部署と後方事務部門を分離し、リスク量の計測および与信限度等の月次モニタリングはリスク統括部が行い、相互牽制が働く体制を整えています。

リスク量に対する対処方針等については、ALM委員会およびリスク管理委員会にて協議し、経営管理委員会および理事会で決定し、市場関連リスク全体の管理を実施しています。

## (b) 市場リスクに係る定量的情報

## (トレーディング目的以外の金融商品)

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出

金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引です。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を計測しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる国内金利が0.15%上昇したものと想定した場合には、経済価値が3,691百万円減少するものと把握しています。一方、米国金利が0.48%上昇したものと想定した場合には、日本円で23百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件に係る未実行金額についても含めて計算しています。

## (c) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

## ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なる場合もあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

## ①金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。

	(単位：百万円)		
	貸借対照表計上額	時価	差額
預け金	1,003,445	1,003,489	43
買入金銭債権			
その他目的	183	183	-
金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	3,949	3,949	-
その他の金銭の信託	11,800	11,800	-
有価証券			
その他有価証券	449,874	449,874	-
貸出金	202,547		
貸倒引当金	△2,853		
貸倒引当金控除後	199,694	201,356	1,662
資産計	1,668,948	1,670,654	1,705
貯金	1,516,494	1,516,576	82
借入金	101,400	101,400	-
負債計	1,617,894	1,617,976	82
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(3)	(3)	-
デリバティブ取引計	(3)	(3)	-

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金4百万円を含めています。

3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しています。

## ②金融商品の時価の算定方法

## 【資産】

## a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフ

## 平成30年度 (平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

リーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- b 買入金銭債権  
ブローカー等の第三者から入手した評価額によっています。
- c 金銭の信託  
信託財産を構成している貸出金や有価証券の時価は、下記dおよびeと同様の方法により評価しています。

- d 有価証券  
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価額によっています。

- e 貸出金  
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。
- 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

## 【負債】

- a 貯金  
要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- b 借入金  
借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。
- 固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

## 【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、金利スワップであり、割引現在価値により算出した価額によっています。

- ③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額  
外部出資 68,904百万円

- ④金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額  
(単位：百万円)

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超
	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内		
預け金	1,003,445	-	-	-	-	-
買入金銭債権						
その他目的のうち満期があるもの	-	-	-	-	-	181
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	33,460	35,641	29,123	78,820	48,990	184,987
貸出金	41,848	29,720	21,682	23,237	17,774	67,949
合計	1,078,754	65,361	50,806	102,058	66,765	253,118

- ④金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額  
(単位：百万円)

は「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金11,550百万円については「5年超」に含めています。

2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等301百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
3. 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定額の一部実行案件28百万円は償還日が特定できないため含めていません。

## ⑤借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	(単位：百万円)					
	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超
貯金	1,516,002	251	186	17	36	-
借入金	21,860	14,300	19,000	30,800	-	15,440
合計	1,537,862	14,551	19,186	38,817	36	15,440

- (注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。
2. 借入金のうち、期限のない劣後特約付借入金15,440百万円については、「5年超」に含めています。

## 5 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」が含まれています。

## ①その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株式	3,055	1,400	1,655
債券	314,934	299,320	15,613
国債	147,973	136,618	11,355
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	地方債 104,691	101,978	2,712
政保債	4,601	4,547	53
社債	48,731	47,694	1,036
その他	8,936	8,481	455
その他	62,905	58,420	4,485
小計	380,895	359,140	21,754
株式	594	652	△58
債券	7,018	7,070	△51
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	地方債 100	100	-
社債	1,707	1,710	△3
その他	5,211	5,259	△47
その他	61,550	63,664	△2,114
小計	69,163	71,387	△2,223
合計	450,058	430,528	19,530

- (注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債5,364百万円を差し引いた金額14,166百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

- (2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
株式	39百万円	一百万円	18百万円
債券	88,371	363	167
その他	3,700	63	88
合計	92,111	427	274

## 6 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりです。

## ①運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額 3,949百万円  
当年度の損益に含まれた評価差額 一百万円

## ②その他の金銭の信託

	貸借対照表計上額		うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの		うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	
	取得原価	差額	計上額が取得原価を超えるもの	計上額が取得原価を超えないもの	計上額が取得原価を超えるもの	計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	11,800百万円	11,000百万円	800百万円	851百万円	50百万円	

- (注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債221百万円を差し引いた金額579百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。
2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。



## 平成30年度 (平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

## 7 退職給付に関する事項

## (1) 退職給付

## ①採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けています。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

## ②確定給付制度

## a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	1,145百万円
退職給付費用	61百万円
退職給付の支払額	△152百万円
期末における退職給付引当金	1,054百万円

## b 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	1,054百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,054百万円
退職給付引当金	1,054百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,054百万円

## c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	67百万円
----------------	-------

## (2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、12百万円となっています。

また、存続組合より示された平成31年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、152百万円となっています。

## 8 税効果会計に関する事項

## (1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
相互援助積立金超過額	1,199百万円
貸倒引当金超過額	657百万円
未払奨励金否認額	362百万円
退職給付引当金超過額	291百万円
減価償却超過額	43百万円
未払事業税	33百万円
賞与引当金超過額	11百万円
その他	16百万円
繰延税金資産小計	2,616百万円
評価性引当額	△1,866百万円
繰延税金資産合計(A)	750百万円
繰延税金負債	
その他有価証券等評価差額金	△5,585百万円
繰延税金負債合計(B)	△5,585百万円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△4,835百万円

## (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.22%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.75%
事業量配当金	△4.78%
住民税均等割額	0.19%
評価性引当金の増減	0.67%
支払奨励金の損金不算入額	5.16%
有価証券減損処理認容額	△2.20%
その他	0.36%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.53%

## 9 持分法損益等に関する事項

関連法人等に対する投資の金額	20百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	191百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	7百万円

## 10 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の普通預け金および通知預け金です。



## 注記表

## 平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

## 1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
- ・ 売買目的の有価証券…時価法（売却原価は移動平均法により算定）
  - ・ 満期保有目的の債券…定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
  - ・ 関連法人等株式……原価法（売却原価は移動平均法により算定）
  - ・ その他有価証券
    - 時価のあるもの……原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
    - 時価を把握することが極めて困難と認められるもの……原価法（売却原価は移動平均法により算定）
- なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しています。
- また、主な耐用年数は次のとおりです。
- |     |        |
|-----|--------|
| 建物  | 8年～50年 |
| その他 | 4年～30年 |
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
- (7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (8) 引当金の計上方法
- ① 貸倒引当金  
貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。
- 正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、貸倒実績率等に基づき算定した額を計上しています。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。
- すべての債権は、「自己査定要領」に基づき、資産の実行部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した監査部門が査定結果を監査しています。
- ② 賞与引当金  
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。
- ③ 退職給付引当金  
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
- ④ 役員退職慰労引当金  
役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。
- (9) 消費税等の会計処理  
消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっています。
- ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

## 2 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,544百万円です。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として自動車、パソコンおよびその他業務用機器があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。
- |              |       |       |       |
|--------------|-------|-------|-------|
|              | 1年以内  | 1年超   | 合計    |
| オペレーティング・リース | 26百万円 | 50百万円 | 76百万円 |
- (3) 担保に供している資産は次のとおりです。
- 担保に供している資産
- |       |           |
|-------|-----------|
| 系統預け金 | 20,000百万円 |
| 有価証券  | 5,749百万円  |
- 担保資産に対応する債務
- |             |           |
|-------------|-----------|
| 手形借入金       | 19,660百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 5,763百万円  |
- 上記のほか、為替決済にかかる担保として系統預け金39,000百万円、収納代理等にかかる担保として系統外預け金11百万円、先物取引証拠金等の代用として有価証券1,111百万円を差し入れています。
- (4) 子会社等に対する金銭債権はありません。
- (5) 子会社等に対する金銭債務の総額は423百万円です。
- (6) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権はありません。
- (7) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債務はありません。
- (8) 貸出金のうち、破綻先債権はありません。延滞債権額は5,240百万円です。
- なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- (9) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。
- なお、3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。
- (10) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権は12百万円です。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものです。
- (11) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は5,252百万円です。
- なお、(8)から(11)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (12) 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、38,478百万円です。
- (13) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金 23,100百万円が含まれています。
- (14) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約借入金 20,679百万円が含まれています。

## 3 損益計算書に関する事項

- (1) 子会社等との取引による収益総額 30百万円
- |              |       |
|--------------|-------|
| うち事業取引高      | 30百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | －百万円  |
- (2) 子会社等との取引による費用総額 339百万円
- |              |        |
|--------------|--------|
| うち事業取引高      | 339百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | －百万円   |

## 平成29年度 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

## 4 金融商品に関する事項

## (1) 金融商品の状況に関する事項

## ①金融商品に対する取組方針

当会は、茨城県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

## ②金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（および個人）に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、純投資目的（その他目的）で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金、農林中央金庫から借り入れた日銀成長基盤強化支援資金および自己資本増強の一環として会員である地元のJAから借り入れた期限付および永久劣後特約借入金です。

劣後特約借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上認められているものですが、その劣後特約が付されていない借入金よりも高い金利設定となっています。

デリバティブ取引には、ALMの一環で行っている金利スワップ取引があり、金利の変動リスクに晒されています。

## ③金融商品に係るリスク管理体制

## a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応などや与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、営業部のほかリスク統括部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っています。さらに、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクおよびデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

## b 市場リスクの管理

(a) 当会では、「金利リスク」を含む市場リスクを極めて重要な収益源と位置づけ、主体的にリスクテイクを行うことにより、効率的な市場ポートフォリオを構築し、安定的な収益の確保を目指しています。

リスクテイクを行うにあたっては、市場ポートフォリオのリスク量、各アセットクラス間の相関等を踏まえ、市場ポートフォリオ全体のリスクバランスに配慮した分散投資を基本とし、財務の状況、市場環境等に応じて、アロケーションを行っています。

また、内部牽制の強化を目的として、取引実施部署と後方事務部門を分離し、リスク量の計測および与信限度等の月次モニタリングはリスク統括部が行い、相互牽制が働く体制を整えています。

リスク量に対する対処方針等については、ALM委員会およびリスク管理委員会にて協議し、経営管理委員会および理事会で決定し、市場関連リスク全体の管理を実施しています。

## (b) 市場リスクに係る定量的情報

(トレーディング目的以外の金融商品)

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出

金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引です。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を計測しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.21%上昇したものと想定した場合には、経済価値が4,956百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

## (c) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

## ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

## ①金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預け金	1,019,797	1,019,554	△243
買入金銭債権			
満期保有目的	6	6	0
その他目的	226	226	-
金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	4,000	4,000	-
その他の金銭の信託	8,152	8,152	-
有価証券			
その他有価証券	390,090	390,090	-
貸出金	209,918		
貸倒引当金	△2,949		
貸倒引当金控除後	206,968	208,301	1,332
資産計	1,629,241	1,630,330	1,089
貯金	1,512,690	1,512,354	△336
借入金	77,439	77,361	△77
負債計	1,590,129	1,589,715	△414
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用 されていないもの	(3)	(3)	-
デリバティブ取引計	(3)	(3)	-

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金5百万円を含めています。

3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しています。

## ②金融商品の時価の算定方法

## 【資産】

## a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金につ

平成29年度 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

いては、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- b 買入金銭債権  
ブローカー等の第三者から入手した評価額によっています。
- c 金銭の信託  
信託財産を構成している貸出金や有価証券の時価は、下記dおよびeと同様の方法により評価しています。

d 有価証券  
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価額によっています。

e 貸出金  
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。  
一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金  
要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金  
借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、金利スワップであり、割引現在価値により算出した価額によっています。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額  
外部出資 57,354百万円

④時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

④金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	(単位：百万円)					
	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超
	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内		
預け金	1,008,797	11,000	-	-	-	-
買入金銭債権						
満期保有目的	-	-	-	-	-	6
その他目的のうち満期があるもの	-	-	-	-	-	226
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	33,467	32,836	34,009	28,055	75,424	154,682
貸出金	42,319	19,395	28,788	19,159	13,897	86,007
合計	1,084,583	63,232	62,798	47,214	89,322	240,923

- (注) 1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）1,976百万円については「1年以内」に含めています。
- 2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等296百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
- 3. 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定額の一部実行案件47百万円は償還日が特定できないため含めていません。

⑤借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	(単位：百万円)					
	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超
	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内		
貯金	1,511,710	696	231	35	16	-
借入金	24,899	2,300	15,400	19,400	-	15,440
合計	1,536,609	2,996	15,631	19,435	16	15,440

- (注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。
- 2. 借入金のうち、期限のない劣後特約付借入金15,440百万円については「5年超」に含めています。

5 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか「買入金銭債権」が含まれています。

①満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	金融債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	6	6	0
	小計	6	6	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	金融債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		6	6	0

②その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3,302	1,493	1,808
	債券	284,116	269,704	14,411
	国債	117,717	108,428	9,288
	地方債	106,114	103,145	2,968
	政保債	5,471	5,344	126
	金融債	3,303	3,299	3
	社債	46,785	45,199	1,586
	その他	4,723	4,286	437
	その他	28,220	25,020	3,199
		小計	315,638	296,219
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	120	132	△12
	債券	5,882	5,897	△15
	国債	-	-	-
	地方債	199	200	△0
	政保債	-	-	-
	金融債	-	-	-
	社債	5,193	5,200	△6
	その他	489	497	△8
	その他	68,675	71,817	△3,142
		小計	74,678	77,848
合計		390,316	374,067	16,249

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債4,401百万円を差し引いた金額11,847百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれてい



## 平成29年度 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

ます。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
株式	633百万円	267百万円	－百万円
債券	39,940	439	166
その他	2,853	214	0
合計	43,426	921	166

## 6 金銭の信託に関する事項

(1) 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりです。

## ①運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額	4,000百万円
当年度の損益に含まれた評価差額	－百万円

## ②その他の金銭の信託

貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	
その他の 金銭の信託	8,152百万円	8,000百万円	152百万円	152百万円	－百万円

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債42百万円を差し引いた金額110百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

## 7 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

## ①採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けています。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

## ②確定給付制度

## a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	1,193百万円
退職給付費用	65百万円
退職給付の支払額	△113百万円
期末における退職給付引当金	1,145百万円

## b 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	1,145百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,145百万円
退職給付引当金	1,145百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,145百万円

## c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	72百万円
----------------	-------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、13百万円となっています。

また、存続組合より示された平成30年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、165百万円となっています。

## 8 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
相互援助積立金超過額	1,184百万円
貸倒引当金超過額	656百万円
未払奨励金否認額	366百万円
退職給付引当金超過額	316百万円
減価償却超過額	45百万円
未払事業税	38百万円
賞与引当金超過額	12百万円
その他	12百万円
繰延税金資産小計	2,632百万円

評価性引当額	△1,849百万円
繰延税金資産合計(A)	783百万円
繰延税金負債	
その他有価証券等評価差額金	△4,444百万円
繰延税金負債合計(B)	△4,444百万円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△3,660百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

当年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しています。

## 9 持分法損益等に関する事項

関連法人等に対する投資の金額	20百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	183百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	3百万円

## 10 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の普通預け金および通知預け金です。



# 経営諸指標

## ■最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
経常収益	15,333	15,927	16,822	15,277	15,610
業務純益	3,836	3,696	3,323	2,334	2,335
経常利益	4,098	4,300	2,605	2,467	2,520
当期剰余金	3,103	3,036	1,554	1,815	1,927
出資金 (出資口数)	25,550 (2,555,036)	25,549 (2,554,913)	25,549 (2,554,913)	25,549 (2,554,912)	25,549 (2,554,912)
純資産額	81,170	86,790	82,567	81,102	84,885
総資産額	1,445,749	1,523,555	1,591,998	1,690,632	1,743,846
貯金等残高	1,304,047	1,368,799	1,424,305	1,512,690	1,516,494
預け金残高	801,346	902,489	1,000,799	1,019,797	1,003,445
貸出金残高	177,688	172,957	164,291	209,912	202,543
有価証券残高	397,239	377,136	353,909	390,090	449,874
剰余金配当金額 ・出資配当の額 ・事業利用分量配当の額	510 364	510 377	510 397	510 421	510 435
職員数	118	114	119	122	119
単体自己資本比率	19.82	19.40	17.61	16.21	14.73

- (注) 1. 貯金等残高には、譲渡性貯金が含まれています。  
2. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年3月28日付金融庁・農林水産省告示第二号(最終改正：平成31年3月15日付金融庁・農林水産省告示第三号))に基づき算出しています。

## ■利益総括表

(単位：百万円、%)

	平成29年度	平成30年度	増減
資金運用収支	3,463	3,184	△278
資金運用収益	12,272	12,831	559
資金調達費用	8,808	9,646	837
役員取引等収支	△61	△78	△16
役員取引等収益	1,106	1,070	△36
役員取引等費用	1,168	1,148	△19
その他事業収支	774	980	206
その他事業収益	1,114	1,176	62
その他事業費用	340	195	△144
事業粗利益	4,257	4,187	△70
事業粗利益率	0.27	0.26	△0.01

- (注) 1. 事業粗利益＝資金運用収支＋役員取引等収支＋その他事業収支＋金銭の信託運用見合費用(平成29年度82百万円、平成30年度100百万円)  
2. 事業粗利益率＝事業粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100

## ■資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

	平成29年度			平成30年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	1,561,271	12,272	0.79	1,621,869	12,831	0.79
うち貸出金	166,091	1,801	1.08	213,093	1,912	0.90
うち預け金	1,046,397	6,324	0.60	990,287	6,893	0.70
うち有価証券	346,239	4,140	1.20	415,584	4,019	0.97
資金調達勘定	1,542,023	8,726	0.57	1,600,945	9,546	0.60
うち貯金・定積	1,478,464	8,640	0.58	1,519,342	9,477	0.62
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	70,810	160	0.23	91,025	160	0.18
総資金利ざや	—	—	0.11	—	—	0.08

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率  
資金調達原価率＝(資金調達費用(貯金利息＋譲渡性貯金利息＋売現先利息＋債券貸借取引支払利息＋借入金利息＋金利スワップ支払利息＋その他支払利息(支払奨励金、支払雑利息等))＋経費－金銭の信託運用見合費用) / (貯金＋譲渡性貯金＋売現先勘定＋債券貸借取引受入担保金＋借入金＋その他(貸付留保金、従業員預り金等)－金銭の信託運用見合額) × 100  
2. 資金運用勘定の平均残高には、コールローン、買入金銭債権、その他(従業員貸付金等)が含まれています。  
3. 資金調達勘定の平均残高には、債券貸借取引受入担保金、その他(従業員預り金等)が含まれています。  
4. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。  
5. 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には、支払奨励金が含まれています。  
6. 資金調達勘定計の平均残高および利息は、金銭の信託運用見合額および金銭の信託運用見合費用を控除しています。

## ■受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

		平成29年度増減額	平成30年度増減額
受	取		
	利息	△106	559
	うち貸出金	△70	110
	うち預け金	△16	569
	うち有価証券	△19	△120
	うちコールローン	—	—
支	払		
	利息	263	819
	うち貯金・定積	242	837
	うち譲渡性貯金	△0	—
	うち借入金	△7	0
差	引	△370	△260

- 注) 1. 増減額は前年度対比です。  
 2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。  
 3. 支払利息の「うち貯金・定積」には、支払奨励金が含まれています。  
 4. 支払利息の増減額は、金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

## ■利益率

(単位：%)

	平成29年度	平成30年度	増減
総資産経常利益率	0.15	0.15	0.00
純資産経常利益率	3.50	3.52	0.02
総資産当期純利益率	0.11	0.11	0.00
純資産当期純利益率	2.58	2.69	0.11

- 注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100  
 2. 純資産経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100  
 3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100  
 4. 純資産当期純利益率 = 当期剰余金 / 純資産勘定平均残高 × 100

## ■貯貸率・貯証率

(単位：%)

		平成29年度	平成30年度	増減
貯貸率	期末	13.88	13.36	△0.52
	期中平均	11.23	14.03	2.80
貯証率	期末	25.79	29.67	3.88
	期中平均	23.42	27.35	3.93

- 注) 1. 貯貸率 (期末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100  
 2. 貯貸率 (期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100  
 3. 貯証率 (期末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100  
 4. 貯証率 (期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

## 貯金業務

### 科目別貯金平均残高

(単位：百万円, %)

	平成29年度		平成30年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
流動性貯金	39,612	2.7	32,469	2.1	△7,143
定期性貯金	1,438,851	97.3	1,486,873	97.9	48,022
計	1,478,464	100.0	1,519,342	100.0	40,878
譲渡性貯金	—	—	—	—	—
合計	1,478,464	100.0	1,519,342	100.0	40,878

注) 1. 流動性貯金 = 当座貯金 + 普通貯金 + 貯蓄貯金 + 通知貯金 + 別段貯金  
 2. 定期性貯金 = 定期貯金 + 定期積金

### 金利条件別定期貯金残高

(単位：百万円, %)

	平成29年度		平成30年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
定期貯金	1,473,778	100.0	1,479,057	100.0	5,279
うち固定金利定期	1,473,778	100.0	1,479,057	100.0	5,279
うち変動金利定期	0	0.0	0	0.0	0

注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定している定期貯金  
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて利率が変動する定期貯金

# 貸出業務

## 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円, %)

	平成29年度		平成30年度		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
手形貸付	12,379	7.5	12,420	5.8	41
証書貸付	114,334	68.8	134,989	63.3	20,654
当座貸越	5,393	3.2	5,036	2.4	△357
金融機関貸付	33,983	20.5	60,647	28.5	26,663
割引手形	—	—	—	—	—
合計	166,091	100.0	213,093	100.0	47,002

## 金利条件別貸出金残高

(単位：百万円, %)

	平成29年度		平成30年度		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
固定金利貸出	110,408	52.6	113,915	56.2	3,506
変動金利貸出	99,504	47.4	88,628	43.8	△10,876
合計	209,912	100.0	202,543	100.0	△7,369

## 担保の種類別貸出金残高

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度	増減
貯金等	169	162	△7
有価証券	—	—	—
不動産	2,358	2,618	259
その他担保物	—	—	—
計	2,527	2,780	252
農業信用基金協会保証	563	511	△52
その他保証	1,142	1,069	△73
計	1,706	1,580	△126
信用	205,678	198,182	△7,495
合計	209,912	202,543	△7,369

## 担保の種類別債務保証見返り残高

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度	増減
貯金等	—	—	—
有価証券	—	—	—
不動産	—	—	—
その他担保物	1,579	1,487	△92
計	1,579	1,487	△92
信用	—	—	—
合計	1,579	1,487	△92

## 用途別貸出金残高

(単位：百万円, %)

	平成29年度		平成30年度		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
設備資金	14,811	7.1	13,485	6.7	△1,325
運転資金	195,101	92.9	189,057	93.3	△6,044
合計	209,912	100.0	202,543	100.0	△7,369



## ■業種別貸出金残高

(単位：百万円，%)

	平成29年度		平成30年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
農 業	1,967	0.9	1,957	1.0	△9
林 業	—	—	—	—	—
水 産 業	—	—	—	—	—
製 造 業	29,688	14.1	31,350	15.5	1,661
鉱 業	—	—	—	—	—
建 設 業	2,509	1.2	2,447	1.2	△61
電気・ガス・熱供給・水道業	1,568	0.8	1,590	0.8	22
運 輸 ・ 通 信 業	3,350	1.6	4,400	2.2	1,050
卸売・小売業・飲食店	7,340	3.5	10,060	5.0	2,720
金 融 ・ 保 険 業	105,578	50.3	85,219	42.1	△20,358
不 動 産 業	11,273	5.4	13,192	6.5	1,918
サ ー ビ ス 業	32,103	15.3	38,349	18.9	6,246
地 方 公 共 団 体	13,701	6.5	13,229	6.5	△472
そ の 他	831	0.4	746	0.3	△85
合 計	209,912	100.0	202,543	100.0	△7,369

## ■主要な農業関係の貸出金残高

### □営農類型別

(単位：百万円)

種 類	平成29年度	平成30年度	増 減
農業	2,173	2,155	△18
穀作	30	40	10
野菜・園芸	177	327	150
果樹・樹園農業	4	—	△4
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	—	—	—
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	1,962	1,787	△174
農業関連団体等	19,700	20,001	301
合 計	21,873	22,156	283

- 注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。  
 なお、上記業種別貸出金残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。  
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。  
 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

### □資金種類別 (貸出金)

(単位：百万円)

種 類	平成29年度	平成30年度	増 減
プロパー資金	21,322	21,567	245
農業制度資金	551	589	37
農業近代化資金	551	589	37
その他制度資金	—	—	—
合 計	21,873	22,156	283

- 注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。  
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。  
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

## 〈受託貸付金〉

(単位：百万円)

種 類	平成29年度	平成30年度	増 減
日本政策金融公庫資金	9,170	8,488	△681
その他	—	—	—
合 計	9,170	8,488	△681

注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

## ■貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	平成29年度					平成30年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	476	575	—	476	575	575	490	—	575	490
個別貸倒引当金	1,908	2,373	—	1,908	2,373	2,373	2,375	—	2,373	2,375
合 計	2,385	2,949	—	2,385	2,949	2,949	2,866	—	2,949	2,866

## ■貸出金償却の額

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度
貸出金償却額	—	—

注) 貸出金償却額は、個別貸倒引当金相殺前の金額を表示しています。

## ■リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度	増 減
破綻先債権額	—	—	—
延滞債権額	5,240	5,118	△121
3か月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	12	10	△1
合 計	5,252	5,129	△123

注) 1. 破綻先債権

元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金をいいます。

3. 3か月以上延滞債権

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

## ■金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債権区分	平成29年度					平成30年度				
	債権額	保 全 額				債権額	保 全 額			
		担 保	保 証	引 当	合 計		担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	295	4	—	290	295	291	2	—	288	291
危 険 債 権	5,636	2,503	1,078	2,053	5,636	5,445	2,364	993	2,087	5,445
要 管 理 債 権	12	3	—	—	3	10	3	—	—	3
小 計	5,943	2,512	1,078	2,344	5,935	5,747	2,370	993	2,375	5,740
正 常 債 権	205,626					198,343				
合 計	211,570					204,090				

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態および経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当会は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しています。

- 破産更生債権およびこれらに準ずる債権  
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。
- 危険債権  
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
- 要管理債権  
3か月以上延滞債権で上記①および②に該当しないものおよび貸出条件緩和債権をいいます。
- 正常債権  
債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記①から③までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

## ■元本補填契約のある信託にかかる貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

# 有価証券業務

## ■種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度	増 減
国 債	102,656	129,587	26,930
地 方 債	106,252	106,720	468
政 府 保 証 債	5,342	5,294	△48
金 融 債	9,177	964	△8,212
社 債	52,462	49,067	△3,394
外 国 証 券	4,997	9,042	4,045
株 式	1,799	1,801	2
そ の 他 の 証 券	63,550	113,104	49,554
合 計	346,239	415,584	69,345

## ■商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

## ■有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
平成 29 年 度	国 債	4,041	5,167	17,712	9,270	11,414	70,112	—	117,717
	地 方 債	17,494	29,636	38,174	20,104	—	904	—	106,314
	政 府 保 証 債	809	4,661	—	—	—	—	—	5,471
	金 融 債	3,303	—	—	—	—	—	—	3,303
	社 債	7,527	24,672	4,818	4,503	427	10,029	—	51,979
	外 国 証 券	301	1,128	1,535	101	2,145	—	—	5,212
	株 式	—	—	—	—	—	—	3,423	3,423
	そ の 他 の 証 券	137	3,176	43,420	2,027	36,498	714	10,694	96,669
	計	33,615	68,442	105,661	36,007	50,486	81,760	14,117	390,090
平成 30 年 度	国 債	1,519	9,258	17,726	5,101	12,736	101,631	—	147,973
	地 方 債	13,955	27,019	46,023	310	—	17,482	—	104,791
	政 府 保 証 債	2,259	2,342	—	—	—	—	—	4,601
	金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社 債	12,878	14,161	5,263	9,169	100	8,864	—	50,438
	外 国 証 券	716	2,593	2,769	1,718	6,349	—	—	14,148
	株 式	—	—	—	—	—	—	3,649	3,649
	そ の 他 の 証 券	1,908	9,754	57,066	4,681	37,666	66	13,127	124,272
	計	33,237	65,130	128,849	20,980	56,854	128,045	16,776	449,874



# 有価証券の時価情報等

## ■有価証券

### □売買目的有価証券

該当する取引はありません。

### □満期保有目的の債券

(単位：百万円)

		平成29年度			平成30年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借 対照表計上 額を超える もの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	6	6	0	—	—	—
	小 計	6	6	0	—	—	—
時価が貸借 対照表計上 額を超えな いもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
合 計	6	6	0	—	—	—	

注) 有価証券のほか、「買入金銭債権」が含まれています。

### □その他有価証券

(単位：百万円)

		平成29年度			平成30年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
時価が貸借 対照表計上 額を超える もの	株 式	3,302	1,493	1,808	3,055	1,400	1,655
	債 券	284,116	269,704	14,411	314,934	299,320	15,613
	国 債	117,717	108,428	9,288	147,973	136,618	11,355
	地 方 債	106,114	103,145	2,968	104,691	101,978	2,172
	政府保証債	5,471	5,344	126	4,601	4,547	53
	金 融 債	3,303	3,299	3	—	—	—
	社 債	46,785	45,199	1,586	48,731	47,694	1,036
	そ の 他	4,723	4,286	437	8,936	8,481	455
	そ の 他	28,220	25,020	3,199	62,905	58,420	4,485
	小 計	315,638	296,219	19,419	380,895	359,140	21,754
時価が貸借 対照表計上 額を超えな いもの	株 式	120	132	△12	594	652	△58
	債 券	5,882	5,897	△15	7,018	7,070	△51
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	199	200	△0	100	100	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	5,193	5,200	△6	1,707	1,710	△3
	そ の 他	489	497	△8	5,211	5,259	△47
	そ の 他	68,675	71,817	△3,142	61,550	63,664	△2,114
小 計	74,678	77,848	△3,170	69,163	71,387	△2,223	
合 計	390,316	374,067	16,249	450,058	430,528	19,530	

注) 有価証券のほか、「買入金銭債権」が含まれています。

## ■金銭の信託

### □運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

平成29年度		平成30年度	
貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた 評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた 評価差額
4,000	—	3,949	—

### □その他の金銭の信託

(単位：百万円)

平成29年度				平成30年度					
貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	うち貸借対 照表計上額 が取得原価 を超えるも の	うち貸借対 照表計上額 が取得原価 を超えない もの	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	うち貸借対 照表計上額 が取得原価 を超えるも の	うち貸借対 照表計上額 が取得原価 を超えない もの
8,152	8,000	152	152	—	11,800	11,000	800	851	50

注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

## ■デリバティブ取引

該当する取引はありません。

## ■金融等デリバティブ取引

### 1. 金利関連取引

(単位：百万円)

区 分			平成29年度			平成30年度		
			契約額等	時 価	評価損益	契約額等	時 価	評価損益
取引所	金利先物	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
	金利 オプション	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
店 頭	金利 スワップ	受取固定 支払変動	—	—	—	—	—	—
		受取変動 支払固定	200	△3	△3	200	△3	△3
	金利 オプション	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
計			200	△3	△3	200	△3	△3

### 2. 通貨関連取引

該当する取引はありません。

### 3. 株式関連取引

該当する取引はありません。

### 4. 債券関連取引

該当する取引はありません。

## ■有価証券店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

## 受託・為替業務等

### ■受託貸付金残高

(単位：百万円)

受託金融機関	平成29年度	平成30年度
㈱日本政策金融公庫(旧農林漁業金融公庫)	9,170	8,488
㈱日本政策金融公庫(旧国民生活金融公庫)	38	29
独立行政法人住宅金融支援機構	3,194	2,785
独立行政法人福祉医療機構	64	53
合計	12,467	11,358

### ■内国為替の取扱実績

(単位：件、百万円)

		平成29年度		平成30年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込	件数	130,150	52,671	129,505	51,260
	金額	499,224	524,126	468,498	547,500
代金取立	件数	—	10	—	—
	金額	—	18	—	—
雑為替	件数	8,924	8,976	9,127	9,218
	金額	12,074	11,968	12,552	13,152
合計	件数	139,074	61,657	138,632	60,478
	金額	511,298	536,113	481,051	560,653

### ■公共債等の窓口販売実績

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度
国債	—	—
地方債	—	—
投資信託	0	0
合計	0	0

# 自己資本の充実の状況（単体）

## 1. 自己資本の状況

### ◇自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として捉え、内部留保の蓄積、不良債権の処理および業務の効率化等に取り組みました。この結果、平成31年3月末における自己資本比率は、14.73%となりました。

### ◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金のほか、永久劣後債務により調達しています。

#### 普通出資金

項目	内容
発行主体	茨城県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	25,549百万円（前年度25,549百万円）

#### 永久劣後債務

項目	内容
発行主体	茨城県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	永久劣後債務
コア資本に係る基礎項目に算入した額	10,323百万円（前年度12,388百万円）
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約	あり（※1）

※1 劣後事由（破産の場合、民事再生の場合、日本法以外による倒産手続の場合）が発生・継続している場合を除き、主務省の事前承認が得られた場合に、1か月前までの事前通知により償還可能

当会は、まず規制対応および事業継続を確保する目的から、法令で定められた要件に基づき規制上の自己資本比率を算出し、規制資本を把握、管理することにより、自己資本充実度の評価を行っています。

具体的には、規制資本管理要領を定め、信用リスクアセット額については標準的手法および信用リスク削減手法、オペレーショナル・リスク相当額については基礎的手法を採用して自己資本比率を算出し、モニタリングを実施するほか、自己資本比率が一定の水準を下回るもしくは下回る可能性が高い等の場合は、自己資本増強等の実行可能な対応策を検討し、対応する体制を構築しています。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

## (1)自己資本の構成

(単位：百万円)

項 目	平成30年度	平成29年度	
			経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	69,193	68,212	
うち、出資金及び資本準備金の額	25,549	25,549	
うち、再評価積立金の額	—	—	
うち、利益剰余金の額	44,591	43,596	
うち、外部流出予定額 (△)	946	932	
うち、上記以外に該当するものの額	—	—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4,826	4,857	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	4,826	4,857	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	10,323	12,388	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	84,343	85,458	
コア資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	64	16	4
うち、のれんに係るものの額	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	64	16	4
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	64	16	
自己資本			
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	84,278	85,441	
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	564,048	518,181	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△7,069	△46,684	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△7,069	△46,688	
うち、無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)に係る額	—	4	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	8,014	8,682	
信用リスク・アセット調整額	—	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	572,062	526,863	
自己資本比率			
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	14.73%	16.21%	

- 注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。
- なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。



## (2) 自己資本の充実度に関する事項

## 信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	平成29年度			平成30年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
現金	1,106	—	—	2,450	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	120,565	—	—	136,890	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	53,179	—	—	1,778	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	117,183	—	—	115,445	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	2,109	269	10	1,814	210	8
国際開発銀行向け	1,324	—	—	1,324	—	—
地方公共団体金融機構向け	5,924	85	3	5,048	70	2
我が国の政府関係機関向け	11,095	1,093	43	10,073	987	39
地方三公社向け	1,291	258	10	531	106	4
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	1,132,900	224,438	8,977	1,114,243	220,330	8,813
法人等向け	151,160	90,353	3,614	187,459	95,619	3,824
中小企業等向け及び個人向け	236	166	6	200	143	5
抵当権付住宅ローン	20	7	0	14	5	0
不動産取得等事業向け	199	199	7	191	191	7
三月以上延滞等	290	18	0	286	3	0
取立未済手形	2	0	0	4	0	0
信用保証協会等による保証付	571	54	2	515	51	2
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
出資等	17,585	17,585	703	4,081	4,081	163
(うち出資等のエクスポージャー)	17,585	17,585	703	4,081	4,081	163
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
上記以外	99,620	226,717	9,068	85,553	211,386	8,455
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	5,518	13,796	551	4,713	11,783	471
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	78,431	196,078	7,843	78,427	196,068	7,842
(うち特定項目のうち調達項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	783	1,959	78	750	1,876	75
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	14,886	14,883	595	1,662	1,658	66
証券化	230	46	1	181	36	1
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち非STC要件適用分)	230	46	1	181	36	1
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	3,000	3,570	142	136,726	37,891	1,515
(うちルックスルー方式)	3,000	3,570	142	136,726	37,891	1,515
(うちマナード方式)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式(250%))	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式(400%))	—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	4	0	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	46,688	1,867	—	7,069	282
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	1,719,598	518,180	20,727	1,804,815	564,047	22,561
CVAリスク相当額+8%	—	0	0	—	0	0
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	1,719,598	518,181	20,727	1,804,815	564,048	22,561
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額(基礎的手法)	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	8,682	347	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	8,014	320
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計 a	526,863	21,074	リスク・アセット等(分母)計 a	572,062	22,882

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によりリスク・アセットに算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
- ＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞
- $$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

## 2. 信用リスクに関する事項

### ◇リスク管理の方針および手続の概要

- 信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し損失を被るリスクのことです。当会は信用リスクを収益発生を意図し能動的に取得するリスクのひとつとして位置づけ、リスクマネジメント基本方針等を定めて適切に管理しています。

#### （信用リスク管理に関する規程類）

- ・ リスクマネジメント基本方針
- ・ リスク管理規程
- ・ リスク管理要領
- ・ 信用リスク管理要領
- ・ 信用リスク管理手続

#### （信用リスクにかかる管理手法）

当会は、リスクマネジメント基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、業種別、規模別および格付別のそれぞれのポートフォリオについて、融資残高および融資シェア等を算出し、年度および四半期毎にその推移を対比することで当会の与信ポートフォリオを管理しています。

市場関連信用リスク管理については、発行体の格付動向・株価動向・財務状況等に留意し、金融機関取引の与信限度額、社債、買入金銭債権、外国証券の取得限度額等を設定のうえ管理しています。

また、常勤理事、リスク統括部長および関係部署長で構成するリスク管理委員会を四半期ごとに開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容および対応方針を決定しています。

- 当会における貸倒引当金の計上は「資産の償却・引当要領」に基づき計上しています。

#### ・ 一般貸倒引当金

自己査定の結果、正常先および要注意先（要管理先、その他の要注意先）に区分した債権について、過去の貸倒実績率に基づき算出した予想損失額に相当する額を一般貸倒引当金として計上しています。ただし、その金額が租税特別措置法第57条の9の法定繰入率により算出した額を下回り、かつ、将来の貸倒リスクを反映した必要額に不足すると見込まれる場合には、同法の法定繰入率に基づき算出した額を計上しています。

#### ・ 個別貸倒引当金

自己査定の結果、破綻懸念先、実質破綻先および破綻先に区分した債権について、将来損失が発生する可能性の高いⅢ分類の額および回収不可能と判断したⅣ分類の額に対して個別に貸倒引当金を計上しています。

### ◇標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

①リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付けは使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R & I)
株式会社日本格付研究所 (J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (M o o d y ' s)
S & P グローバル・レーティング (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (F i t c h)

②リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)および三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

	平成29年度					平成30年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	お店頭アパタイプ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	お店頭アパタイプ	三月以上延滞エクスポージャー
国 内	1,661,447	243,167	271,278	-	290	1,654,089	281,998	293,156	-	282
国 外	57,920	-	4,836	-	-	13,818	-	13,818	-	-
地域別残高計	1,719,367	243,167	276,115	-	290	1,667,908	281,998	306,974	-	282
法 人	農業	2,106	2,106	-	-	2,072	2,072	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	38,364	30,003	7,313	-	-	42,440	31,665	9,417	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	16,517	13,786	2,511	-	-	18,463	15,643	2,410	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	12,089	1,577	10,511	-	-	10,805	1,599	9,206	-
	運輸・通信業	9,309	3,351	5,905	-	-	11,166	4,402	6,711	-
	金融・保険業	1,190,084	136,518	33,629	-	-	1,198,780	162,393	32,817	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	44,717	40,746	3,727	-	-	55,192	49,671	5,225	-
	日本国政府・地方公共団体	225,815	13,701	212,113	-	-	252,336	13,229	239,106	-
上記以外	166,669	303	402	-	261	71,282	298	2,079	-	
個 人	1,069	1,069	-	-	28	1,021	1,021	-	-	17
その他	12,624	-	-	-	-	4,346	-	-	-	-
業種別残高計	1,719,367	243,167	276,115	-	290	1,667,908	281,998	306,974	-	282
1年以下	1,118,189	69,054	33,059	-	-	1,118,048	83,514	31,037	-	-
1年超3年以下	112,163	37,516	63,647	-	-	100,368	46,101	54,267	-	-
3年超5年以下	95,591	35,459	60,132	-	-	118,500	48,731	69,766	-	-
5年超7年以下	82,128	49,409	32,716	-	-	42,522	26,664	15,858	-	-
7年超10年以下	54,038	40,830	13,207	-	-	46,446	29,193	17,252	-	-
10年超	83,906	10,554	73,352	-	-	140,660	21,868	118,791	-	-
期限の定めのないもの	173,349	343	-	-	-	101,360	25,925	-	-	-
残存期間別残高計	1,719,367	243,167	276,115	-	-	1,667,908	281,998	306,974	-	-

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みません。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

## (2) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額

### a 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

	平成29年度					平成30年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	476	575	-	476	575	575	490	-	575	490
個別貸倒引当金	1,908	2,373	-	1,908	2,373	2,373	2,375	-	2,373	2,375

### b 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位：百万円)

	平成29年度						平成30年度					
	個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	
		目的使用	その他				目的使用	その他				
国内	1,908	2,373	-	1,908	2,373	-	2,373	2,375	-	2,373	2,375	-
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別計	1,908	2,373	-	1,908	2,373	-	2,373	2,375	-	2,373	2,375	-
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	602	1	-	602	1	-	1	1	-	1	1
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	1,025	2,091	-	1,025	2,091	-	2,091	2,095	-	2,091	2,095
	日本国政府・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上記以外	261	261	-	261	261	-	261	261	-	261	261	
個人	19	18	-	19	18	-	18	17	-	18	17	
その他(人格不明)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
業種別計	1,908	2,373	-	1,908	2,373	-	2,373	2,375	-	2,373	2,375	-

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

## (3) 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		平成29年度			平成30年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	317,806	317,806	—	302,142	302,142
	2%	—	—	—	—	—	—
	4%	—	—	—	—	—	—
	10%	—	13,247	13,247	—	12,146	12,146
	20%	9,255	1,123,466	1,132,721	18,919	1,103,394	1,122,314
	35%	—	20	20	—	14	14
	50%	87,754	277	88,032	94,388	282	94,670
	75%	—	224	224	—	191	191
	100%	25,562	58,724	84,286	21,415	35,832	57,248
	150%	—	12	12	—	—	—
	200%	—	79,236	79,236	—	—	—
	250%	—	783	783	—	79,178	79,178
	その他	—	3,000	3,000	—	—	—
	1250%	—	—	—	—	—	—
合計	122,571	1,596,800	1,719,372	134,723	1,533,184	1,667,908	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。  
なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。



### 3. 信用リスク削減手法に関する事項

#### ◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA- またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB- またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成29年度			平成30年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	5,145	—	—	4,347	—
我が国の政府関係機関向け	—	201	—	—	201	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	5,920	1,255	—	25,890	1,195	—
中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	814	—	—	813	—
合計	5,920	7,415	—	25,890	6,558	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

#### 4. 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

##### ◇派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。

当会において、派生商品取引はリスク分散戦略におけるALM（資産負債管理）の一環として効果的に活用しており、そのリスク限度額（利用限度額）を年度ごとに取引ごとに定め十全なリスク管理を実施しています。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡しまたは資金の支払いを行う取引です。

当会においては、長期決済期間取引は行っていません。

##### (1) 派生商品取引および長期決済期間取引の内訳

	平成29年度	平成30年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

平成29年度

(単位:百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・自会貯金	債券	その他	
(1)外国為替関連取引	—	—	—	—	—	—
(2)金利関連取引	—	3	—	—	—	3
(3)金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4)株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5)貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	—	3	—	—	—	3
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による 与信相当額削減効果（▲）		—				—
合計	—	3	—	—	—	3

平成30年度

(単位:百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・自会貯金	債券	その他	
(1)外国為替関連取引	—	—	—	—	—	—
(2)金利関連取引	—	3	—	—	—	3
(3)金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4)株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5)貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	—	3	—	—	—	3
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による 与信相当額削減効果（▲）		—				—
合計	—	3	—	—	—	3

(注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。

2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

**(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ**

該当する取引はありません。

**(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ**

該当する取引はありません。

**5. 証券化エクスポージャーに関する事項****◇リスク管理の方針およびリスク特性の概要**

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部または全部が証券化エクスポージャーである取引にかかるエクスポージャーのことです。

当会では、余裕金運用規程に定める格付会社の格付けに基づき当該社債・買入金銭債権の与信限度額を年度ごとにリスク管理要領で定め、取得・管理しています。

**◇体制の整備およびその運用状況の概要**

## ○投資の決定

資金証券部または営業部が分析等を行ったうえで投資案を起案し、リスク統括部がこれを審査します。

## ○期中管理

リスク統括部がモニタリングを実施し、当該結果をレビューするとともにリスク管理委員会に報告します。

## ○方針の見直し

モニタリングおよびレビューの結果、信用の劣化が見込まれる場合等には、資金証券部または営業部は売却や継続保有等の今後の対応について検討を行います。

**◇信用リスク・アセットの額算出方法の名称**

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

**◇証券化取引に関する会計方針**

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」および「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

**◇証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称**

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

**◇内部評価方式の概要**

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

**(1) 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項**

該当する取引はありません。

## (2) 当社が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

### a 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

		平成29年度		平成30年度	
		証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー
オン・バランス	クレジットカード与信	-	-	-	-
	住宅ローン	230	-	181	-
	自動車ローン	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
	合計	230	-	181	-
オフ・バランス	クレジットカード与信	-	-	-	-
	住宅ローン	-	-	-	-
	自動車ローン	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区分して記載しています。

### b リスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額

平成29年度

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	0%~15%未満	-	-	0%~100%未満	-	-
	15%~50%未満	230	1	100%~250%未満	-	-
	50%~100%未満	-	-	250%~400%未満	-	-
	100%~250%未満	-	-	400%~1250%未満	-	-
	250%~400%未満	-	-	1250%	-	-
	400%~1250%未満	-	-			
	1250%	-	-			
合計	230	1	合計	-	-	
オフ・バランス	0%~15%未満	-	-	0%~100%未満	-	-
	15%~50%未満	-	-	100%~250%未満	-	-
	50%~100%未満	-	-	250%~400%未満	-	-
	100%~250%未満	-	-	400%~1250%未満	-	-
	250%~400%未満	-	-	1250%	-	-
	400%~1250%未満	-	-			
	1250%	-	-			
合計	-	-	合計	-	-	

平成30年度

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	0%~15%未満	-	-	0%~100%未満	-	-
	15%~50%未満	181	1	100%~250%未満	-	-
	50%~100%未満	-	-	250%~400%未満	-	-
	100%~250%未満	-	-	400%~1250%未満	-	-
	250%~400%未満	-	-	1250%	-	-
	400%~1250%未満	-	-			
	1250%	-	-			
合計	181	1	合計	-	-	
オフ・バランス	0%~15%未満	-	-	0%~100%未満	-	-
	15%~50%未満	-	-	100%~250%未満	-	-
	50%~100%未満	-	-	250%~400%未満	-	-
	100%~250%未満	-	-	400%~1250%未満	-	-
	250%~400%未満	-	-	1250%	-	-
	400%~1250%未満	-	-			
	1250%	-	-			
合計	-	-	合計	-	-	

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区分して記載しています。

### c 自己資本比率告示第224条ならびに第224条の4第1項第1号および第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

該当する取引はありません。

### d 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の有無

無

## 6. オペレーショナル・リスクに関する事項

### ◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外的な現象により損失を被るリスクのことです。当会では、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

部署ごとに法令・手続きの順守状況、事務処理の適否について自主点検を実施して整備改善を図り、また内容により適時リスク管理委員会等で対応を協議しオペレーショナル・リスクを管理しています。

#### ○事務リスク管理

適切なシステム利用、事務手続の整備、取引実施部門と事務部門の相互牽制、事務処理のダブルチェック、内部検査により管理しています。

#### ○システムリスク管理

危機管理計画を策定し、継続的な体制整備等内部統制強化に努めています。

#### ○法務リスク管理

「コンプライアンスマニュアル」を定めて全役職員に周知徹底するとともに、経営・業務上の法的問題に対しては、顧問弁護士等との適切な連携による法的検討を行い、法務リスクの極小化を図っています。

#### ○風評（レピュテーション）リスク管理

原因の分析と適切な対応策の検討を、関係部署や関係諸団体と連携し迅速・的確に対応しています。

### ◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

○当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。

○基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用費用を加算して算出します。

## 7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

### ◇出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。

当会で保有する出資等または株式等エクスポージャーは、その他有価証券として区分される株式および外部出資勘定の株式または出資として計上されるものです。

#### ○その他有価証券として区分される株式

その他有価証券として区分される株式については、市場リスク管理の枠組みの中で適切にリスク管理を行っています。詳細については、「金利リスクに関する事項」の「リスク管理の方針および手続きの概要」に記載しています。

#### ○外部出資勘定の株式または出資

外部出資勘定のリスク管理については、信用供与の限度額管理を行うとともに、每期外部出資先の経営状況を把握し、査定を行っています。

### (1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	平成29年度		平成30年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	3,423	3,423	3,649	3,649
非上場	57,354	57,354	68,904	68,904
合計	60,777	60,777	72,553	72,553

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。



## (2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位：百万円)

平成29年度			平成30年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
267	-	-	0	18	-

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券として  
いる株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

平成29年度		平成30年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
1,808	12	1,655	58

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）  
該当する取引はありません。

## 8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー		37,891
マンドート方式を適用するエクスポージャー		-
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー		-
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー		-
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー		-

## 9. 金利リスクに関する事項

### ◇リスク管理の方針および手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会における、リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

- リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明  
当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明  
当会は、ALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- 金利リスク計測の頻度  
四半期末を基準日（6月末、9月末、12月末、3月末）として、四半期ごとにIRRBBを計測しています。
- ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明  
当会は、金利スワップをヘッジ手段に活用し、金利リスクの削減に努めています。

### ◇金利リスクの算定手法の概要

当会では、市場金利が上下に1%変動した時に受ける経済価値の変化額を金利リスク量として四半期ごとに算出しています。

- 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期  
要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、当会では、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現在残高から差し引いた残高、③現在高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。  
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.22年となっています。
- 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期  
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提  
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提  
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- 複数の通貨の集計方法およびその前提  
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）  
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- 内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明  
内部モデルは使用していません。
- 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明  
該当ありません。

### ◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- 金利ショックに関する説明  
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- 金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点)  
特段ありません。

## (1) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
順 番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	35,002			
2	下方パラレルシフト	0			
3	スティープ化	29,892			
4	フラット化	8,102			
5	短期金利上昇	13,142			
6	短期金利低下	11,040			
7	最大値	35,002			
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	84,278			

- (注) 1. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁・農水省告示第1号（平成31年2月18日付）の改正に基づき、平成31年3月末から金利リスクの定義と計測方法を変更しており、開示初年度となることから当期末分のみを開示しています。
2. 前年度末開示分の旧基準に基づく「内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済価値の増減」は8,665百万円と計測されました。当数値については、旧アウトライヤー基準にかかるパーセンタイル値により計測したものであり、当期末の△EVEとは定義および計測方法が異なるため、数値の差異が金利リスクの増減を示すものではありません。
3. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
4. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
5. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
6. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
7. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
8. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
9. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
10. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

## 確 認 書

1. 私は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
2. 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
  - ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されています。
  - ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については内部監査部門から理事会等に適切に報告されています。
  - ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されています。

令和元年7月1日

茨城県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 阿内高志

(注)財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、キャッシュ・フロー計算書および注記表を指しています。

# 役員等の報酬体系

## 1. 役員

### (1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事および監事をいいます。

### (2) 役員報酬等の種類、支払総額および支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、平成30年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	47	5

(注) 1. 対象役員は、経営管理委員8名、理事3名、監事3名です。（期中に退任した者を含む。）

2. 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額）によっています。

### (3) 対象役員の報酬等の決定等

#### ① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会（構成；当会の会員JA代表者4名、学識経験者2名）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

#### ② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、「在職期間における各事業年度の年報酬額×1/12×1.0」により計算した在職期間における1事業年度当たりの額について、就任時から退職時までの期間を合計した額を算定し、総会で経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、経営管理委員および理事については経営管理委員会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当な会計慣行に即して引当金を計上しています。

## 2. 職員等

### ・対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当会の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成30年度において、対象職員等に該当するものはありません。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退職した者も含めています。

2. 「同等額」は、平成30年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としています。

3. 平成30年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありません。

## 3. その他

当会の対象役員および対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに対象役員および対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。



## 索引

このディスクロージャー誌は農業協同組合法第54条の3に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のとおり掲載しています。

## ■ 農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号

開示項目	ページ	開示項目	ページ
<b>I 概況および組織に関する事項</b>		d 使途別（設備資金および運転資金の区分をいう。）の貸出金残高	56
1 業務の運営の組織	33	e 主要な農業関係の貸出実績	57
2 理事、経営管理委員および監事の氏名および役職名	33	f 業種別の貸出金残高および当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	57
3 事務所の名称および所在地	33	g 貯貸率の期末値および期中平均値	54
4 特定信用事業代理業者に関する事項	33	④ 有価証券に関する指標	60
<b>II 主要な業務の内容</b>		a 商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債およびその他の商品有価証券の区分をいう。）の平均残高	60
5 主要な業務の内容	25	b 有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券および外国株式その他の証券の区分をいう。cも同様。）の残存期間別の残高	60
<b>III 主要な業務に関する事項</b>		c 有価証券の種類別の平均残高	60
6 直近の事業年度における事業の概況	5	d 貯証率の期末値および期中平均値	54
7 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	53	<b>IV 業務の運営に関する事項</b>	
① 経常収益	53	9 リスク管理の体制	16
② 経常利益または経常損失	53	10 法令遵守の体制	18
③ 当期剰余金または当期損失金	53	11 中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組の状況	10
④ 出資金および出資口数	53	12 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合の苦情処理措置および紛争解決措置の内容	19
⑤ 純資産額	53	<b>V 直近2事業年度における財産の状況に関する事項</b>	
⑥ 総資産額	53	13 貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書	40
⑦ 貯金等残高	53	14 貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額	58
⑧ 貸出金残高	53	① 破綻先債権に該当する貸出金	58
⑨ 有価証券残高	53	② 延滞債権に該当する貸出金	58
⑩ 単体自己資本比率	53	③ 3か月以上延滞債権に該当する貸出金	58
⑪ 剰余金の配当の金額	53	④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	58
⑫ 職員数	53	15 元本補填契約のある信託にかかる貸出金のリスク管理債権の状況	59
8 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標		16 自己資本の充実の状況	64
① 主要な業務の状況を示す指標	53	17 次に掲げるものに関する取得価額または契約価額、時価および評価損益	61
a 事業粗利益および事業粗利益率	53	① 有価証券	61
b 資金運用収支、役務取引等収支およびその他事業収支	53	② 金銭の信託	62
c 資金運用勘定および資金調達勘定の平均残高、利息、利回りおよび総資金利ざや	53	③ デリバティブ取引	62
d 受取利息および支払利息の増減	54	④ 金融等デリバティブ取引	62
e 総資産経常利益率および純資産経常利益率	54	⑤ 有価証券店頭デリバティブ取引	62
f 総資産当期純利益率および純資産当期純利益率	54	18 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	58
② 貯金に関する指標	55	19 貸出金償却額	58
a 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	55		
b 固定金利定期貯金、変動金利定期貯金およびその他の区分ごとの定期貯金の残高	55		
③ 貸出金等に関する指標	56		
a 手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高	56		
b 固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残高	56		
c 担保の種類別（貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証その他保証および信用の区分をいう。）の貸出金残高および債務保証見返額	56		

## ■ 農業協同組合法施行規則第207条第2項

開示項目	ページ
<b>I その他重要な事項</b>	
1 役員等の報酬体系	80

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing a memo.





JAバンク茨城県信連

IBARAKI Prefectural Credit Federations of Agricultural Cooperatives